

中部紡績協同組合代表者三輪常太郎
 日本航空機材株式會社
 新日本レイヨン株式會社
 日本化成工業株式會社
 東洋レイヨン株式會社
 日窒化學工業株式會社
 帝國纖維株式會社
 日本油脂株式會社
 近江絹絲紡績株式會社
 酒伊織維工業株式會社
 棉花共同購入組合 代表者三村和義
 日本ガラ紡糸統制株式會社
 日本綿ス・フ織物製造株式會社
 日本綿ス・フ織物配給株式會社
 日本燃糸製造販賣株式會社
 日本綿漁網製造株式會社
 日本油糸紡績工業組合
 日本織物染色工業組合聯合會
 日本綿糸ス・フ糸配給統制組合

名古屋市東區宮町一ノ五
 京都府久世郡宇治町大字宇治郷小字戸ノ内五
 大阪市東區今橋三ノ五
 東京都麴町區丸ノ内二ノ四
 同 日本橋區室町二ノ一
 大阪市北區宗是町一
 東京都日本橋區室町一ノ一
 同 芝區田村町一ノ一
 彦根市西馬場町一〇四
 福井市花堂町半之返一
 大阪市東區備後町三ノ八
 岡崎市康生町九八ノ二
 東京都京橋區築地三ノ八
 大阪市東區瓦町二ノ五五
 東京都京橋區銀座西八ノ五
 同 本郷區湯島天神町三ノ一
 大阪市西區阿波座上通一ノ一二
 東京都京橋區京橋二ノ八
 大阪市東區南本町二ノ三七ノ一

日本燃糸工業組合聯合會
 日本タオル製造統制株式會社
 日本タオル工業組合
 日本纖維雜品染色工業組合聯合會
 青森縣織物工業組合
 岩手縣織物工業組合
 保證責任秋田縣織物工業組合
 山形縣織物工業組合
 宮城縣內地向綿織物工業組合
 福島縣綿ス・フ織物工業組合
 茨城縣織物工業組合
 佐野織物工業組合
 足利織物工業組合
 館林織物工業組合
 埼玉織物工業組合
 武藏織物工業組合
 東京府織物工業組合
 千葉縣綿ス・フ織物工業組合
 神奈川縣綿ス・フ織物工業組合

東京都京橋區銀座西八ノ五
 同 日本橋區兜町一ノ八
 同
 同 日本橋區兩國一ノ一
 弘前市代官町八七
 盛岡市東中野第二三地割字十三日町一二六
 秋田縣平鹿郡横手町前郷字外不瀬六八
 山形市旅籠町一〇四六
 仙臺市土橋通二〇
 福島縣信夫郡杉妻村大字郷野目字東一
 水戸市南町三ノ九一一二
 栃木縣安蘇郡佐野町二七九五
 足利市通三ノ二五八九
 群馬縣邑樂郡館林町大字館林二五六九
 浦和市常盤町九ノ一八一
 埼玉縣入間郡所澤町大字所澤六二〇
 八王子市八日町二七
 千葉市穴川町二二七
 神奈川縣中郡秦野町曾屋一九二五

加茂織物工業組合
 新瀧織物工業組合
 富山縣織物工業組合
 小松織物工業組合
 福井縣織物工業組合
 岐阜縣織物工業組合
 愛知縣織物工業組合
 靜岡縣織物工業組合
 長野縣織物工業組合
 三重縣織物工業組合
 滋賀縣織物工業組合
 西陣織物工業組合
 大阪府織物工業組合
 和歌山織物工業組合
 紀州特殊織物工業組合
 奈良縣織物工業組合
 兵庫第一織物工業組合
 岡山縣織物工業組合

新瀧縣南蒲原郡加茂町大字上條三五七九
 同 中蒲原郡龜田町大字龜田ノ内高山二七五
 富山市櫻橋通一
 小松市京町六八
 福井市佐佳枝上町八五
 岐阜市菅原町二ノ三
 名古屋市中區仲之町二ノ二
 濱松市板屋町一九五
 長野市大字吉田七二八
 津市下部田六三ノ一
 滋賀縣神崎郡八幡村大字垣見第七六一
 京都市上京區今出川通大宮東入元伊佐町二六五ノ一
 大阪市東區南本町四ノ五九
 和歌山市七番丁七
 同 本町五ノ五
 和歌山縣伊都郡高野口町大字名倉八三三ノ一
 奈良縣北葛城郡高田町九一ノ一二
 兵庫縣多可郡西脇町西脇三五六ノ五
 岡山市西田町一六

岡山縣中備織物工業組合
 岡山縣綴通工業組合
 廣島縣織物工業組合
 山口縣織物工業組合
 鳥取縣織物工業組合
 阿波織物工業組合
 香川縣織物工業組合
 愛媛縣東豫織物工業組合
 愛媛縣南豫織物工業組合
 愛媛縣中豫織物工業組合
 高知縣織物工業組合
 瀨岡縣織物工業組合
 佐賀縣織物工業組合
 島原縣織物工業組合
 鹿兒島縣織物工業組合
 宮崎縣織物工業組合
 大分縣織物工業組合
 熊本縣織物工業組合
 沖繩縣織物工業組合

岡山縣後月郡高屋町四九六ノ三
 岡山市西田町一六
 福山市三之丸町乙一二〇一ノ二四
 山口縣玖珂郡柳井町大字古開作二一四ノ九
 鳥取市元大工町一
 德島市上佐古町一二ノ一四
 高松市内町九七
 今治市大字今治村甲三一八ノ第二
 八幡濱市一三五五
 松山市紙屋町二三
 高知縣香美郡岸本町四三一
 久留米市櫛原町一〇ノ一
 佐賀市赤松町一六四
 長崎縣南高來郡大三東村
 鹿兒島市新屋敷町一二二
 都城市上町二五一〇
 大分市大字大分一三二一
 熊本市春竹町字古堂一〇四五
 沖繩縣島尻郡眞知志村字古波藏二〇五九ノ一

帝國人造絹絲株式會社
 會敷 絹織株式會社
 東京人造絹糸株式會社
 吳羽紡績株式會社
 日東紡績株式會社
 日本毛織株式會社
 興國人絹バルブ株式會社
 王子製紙株式會社
 國策バルブ工業株式會社
 東北振興バルブ株式會社
 山陽バルブ工業株式會社
 北越バルブ株式會社
 日本バルブ工業株式會社
 日本人絹バルブ株式會社
 東亞副蠶絲輸入株式會社
 日本副蠶絲統制株式會社
 關東紡績株式會社
 信濃絹絲紡績株式會社
 大光紡績株式會社

大阪市北區中之島二ノ二五
 會敷市元町四九七ノ四
 東京都日本橋區大傳馬町二ノ一ノ一
 大阪市東區安土町二ノ一
 福島縣信夫郡杉妻村大字郷野目字東一
 神戸市神戶區明石町四七
 東京都日本橋區橋町三ノ七
 同 王子區王子一ノ二
 同 日本橋區富澤町八
 同 龜町區有樂町一ノ一〇
 同
 長岡市藏王町八〇〇
 東京都龜町區有樂町一ノ一〇
 津太敷香郡數香町大字數香字數香北一
 大阪市東區伏見町五ノ四二
 東京都龜町區九段四ノ七ノ五
 平塚市須賀三六〇
 長野縣小縣郡丸子町大字上丸子一〇七八
 前橋市一毛町三五四

日商產業株式會社
 日本人造絹絲商業組合
 日本絹紡絲商業組合
 日本生絲捻糸卸商業組合聯合會
 日本絹人絹織物配給統制株式會社
 日本絹人絹織物製造株式會社
 宮城縣絹織物工業組合
 福島縣絹人絹織物工業組合
 桐生織物工業組合
 伊勢崎織物工業組合
 前橋織物工業組合
 西上州織物工業組合
 秩父織物工業組合
 武州合同織物工業組合
 千葉縣絹織物工業組合
 神奈川縣絹人絹織物工業組合
 見附織物工業組合
 十日町織物工業組合
 栃尾織物工業組合

大阪市東區今橋三ノ三〇
 同 東區北久太郎町二ノ一三
 同 東區內本町橋詰
 京都市上京區大宮通今出川上ル勸世町一三四
 東京都京橋區木挽町五ノ一ノ一四
 同 京橋區京橋二ノ一〇
 仙臺市琵琶首町三二
 福島市中町四四
 桐生市永樂町二ノ一一八四
 伊勢崎市榮町九七
 前橋市小柳町二三
 高崎市田町三五
 埼玉縣秩父郡秩父町大字一三六一
 同 比企郡小川町大字小川二〇三
 千葉縣印旛郡酒々井町酒々井一六五四
 神奈川縣津久井郡中野町大字中野二一八ノ四
 新潟縣南蒲原郡見附町大字新町二〇二
 同 中魚沼郡十日町寅甲六
 同 古志郡栃尾町大字栃尾戊二四九ノ一

五泉織物工業組合
 長野縣織物工業組合
 上野原絹人絹織物工業組合
 大月絹人絹織物工業組合
 甲州谷村絹人絹織物工業組合
 吉田絹人絹織物工業組合
 甲府絹織物工業組合
 金澤織物工業組合
 大聖寺織物工業組合
 能登織物工業組合
 三重縣絹人絹織物工業組合
 滋賀縣絹人絹織物工業組合
 丹後織物工業組合
 西陣着尺織物工業組合
 兵庫縣第二織物工業組合
 島根縣織物工業組合
 鳥取縣絹織物工業組合
 高知縣絹人絹織物工業組合
 福岡縣絹織物工業組合

同 中浦原郡五泉町大字五泉四六二五ノ二
 長野市縣町六九番戸
 山梨縣北都留郡上野原町一六三六
 同 大月町大字駒橋一四一〇
 同 南都留郡谷村町大字上谷一九二
 同 下吉田町大字下吉田一五四一
 甲府市深町一一七
 金澤市高岡町九二ノ七
 石川縣江沼郡大聖寺町大字京町一九
 同 鹿島郡鳥屋町大字良川一七部
 津市大字下部田南羽所一六一九
 滋賀縣坂田部長濱町大字南吳服一六五
 京都府中郡峰山町字杉谷六九一
 京都市上京區今出川通淨福寺西入ル東上緒寺町
 兵庫縣出石郡出石町八木三五
 島根縣松江市殿町一
 鳥取縣西伯郡御來屋町一〇三三
 高知縣香美郡夜須村手結新町二九八ノ四
 福岡市須崎土手町二五

長崎縣織物工業組合
 本場大島紬絹織物工業組合
 第一福島羽二重株式會社
 帝國蠶絲株式會社
 帝國燃絲織物株式會社
 京都織物株式會社
 日本羊毛統制株式會社
 大東紡績株式會社
 東亞紡績株式會社
 關東毛織工業株式會社
 中央製絨株式會社
 東京紡毛糸工業株式會社
 大同毛織株式會社
 中部紡毛株式會社
 滿蒙毛織工業株式會社
 共和紡織有限公司
 關西紡織株式會社
 西部紡毛糸製造株式會社
 大阪毛織株式會社

島原市一二〇二
 鹿兒島縣大島郡名瀬町金久五七八
 福島市下釜三
 橫濱市鶴見區平安町一丁目
 名古屋市西區上名古屋町一二一
 京都市左京區吉田下阿達町
 大阪市東區備後町二ノ二一
 東京都日本橋區觸瀨町二ノ一六
 大阪市東區瓦町二ノ五五
 東京都足立區千住宮元町五一
 同 神田區花房町三
 同 下谷區仲御徒町一ノ六三
 同 神田區須田町一ノ三ノ八
 名古屋市西區御幸木町九ノ八
 東京都麴町區內幸町一ノ二ノ二
 一宮市押揚町三ノ八
 泉大津市下條一七一
 大阪市東區高麗橋四ノ三
 同 大淀區長柄中通四ノ七ノ九

纖維統制會(會員名簿)

日本フエルト株式会社
 鐘淵實業株式会社
 東北振興纖維工業株式會社
 日本毛糸元賣卸商業組合
 關東毛織物工業組合
 愛知縣毛織物工業組合
 三重縣毛織物工業組合
 太陽染絨株式會社
 錦興業株式會社
 協和興業有限會社
 東洋染色整理共同經營株式會社
 太平洋整絨有限會社
 大阪毛織物整理株式會社
 毛織物中央配給統制株式會社
 日本フエルト工業組合
 日本原麻株式會社
 日本麻類纖維商業組合
 日本苧麻卸商業組合
 東亞麻工業株式會社

東京都王子區豐島町八ノ三〇
 同 向島區兩田町二ノ一六一二
 盛岡市仙北町第一地割字臺太郎二八ノ一
 東京都本所區東兩國二ノ五
 同 日本橋區本町三ノ三
 名古屋市東區南外堀町一〇ノ二ノ二
 津市下都田五八ノ一
 名古屋市西區光音寺町三七五
 一宮市貴船町三ノ一〇
 愛知縣中島郡起町大字三條字エグロ七八
 名古屋市西區傳馬町七ノ一一
 愛知縣海部郡津島町大字津島字小沼口二ノ割二三四
 泉大津市下條二六四ノ五
 東京都日本橋區江戸橋二ノ二
 同 下谷區仲御徒町一ノ六三
 同 芝區濱松町三ノ五
 大阪市東區石町二ノ四一
 東京都京橋區橫町一ノ七
 同 麹町區內幸町二ノ一

東京麻絲紡績株式會社
 東洋麻絲紡績株式會社
 小泉製麻株式會社
 帝國產業株式會社
 大阪製麻株式會社
 日本マニラ麻綱株式會社
 東部製綱工業組合
 中部製綱工業組合
 西部製綱工業組合
 北部製綱工業組合
 日本マニラ麻綱製造株式會社
 日本マニラ麻綱工業組合
 日本麻糸元卸商業組合
 日本麻織物工業組合聯合會
 日本麻織物元賣商業組合
 日本麻類纖維製造統制株式會社
 日本麻製品工業組合
 日本鼻緒芯繩工業組合

同 日本橋區本町一ノ二ノ二
 同 麹町區丸ノ内三ノ四
 神戸市灘區新在家中町一ノ一
 大阪市北區中之島二ノ一八
 尼崎市長洲大門一ノ一
 東京都日本橋區通一ノ二
 同 日本橋區通二ノ六
 愛知縣寶飯郡形原町大字形原字御嶽
 大阪市南區末吉橋通二ノ三
 石川縣石川郡金石町字本町四八
 東京都淺草區藏前一ノ八
 同
 同 日本橋區江戸橋一ノ六
 同 日本橋區本石町三ノ六ノ八
 同 日本橋區江戸橋一ノ六
 同 日本橋區小舟町二ノ一
 同 神田區豐島町一
 同 日本橋區人形町三ノ一

纖維統制會(會員名簿)

四 主要役員氏名

役名	氏名	出身學校及前職
會長	關桂三	明治四十一年東大・東洋紡績副社長
理事	本位田祥男	大正五年東大・中央物價協力會議常務理事
庶務課長	青木直行	昭和五年京大・國策パルプ工業勸務
經理課長	福田六輔	東大・有隣生命保險業務課長
企畫課長	本位田祥男	(兼任)
特務課長	岩澤寛一	昭和九年東大・中央物價協力會議第三課長
調査課長	西河謙吉	昭和二年法大・東亞麻工業京都工場長
監理課長	五島茂	大正十一年東大經濟學部・大阪商大助教
原棉課長	青木倫太郎	昭和二年コロンビヤ大學・關西大學教授
人絹課長	本位田祥男	(兼任)
絹毛課長	安井常雄	昭和二年慶大・大日本紡績勸務
原麻課長	白井榮次郎	大正十三年早大商學部・帝國人絹販賣課次長
パルプ課長	荻原平	大正六年關西高商・日本毛織業務課長
	井手正男	昭和二年東京商大・麻業協議會常務理事
	中垣正矩	大正十二年東京商大・王子製紙販賣課係長

原系部	原系計畫課	部長	八代武次	大正六年神戸高商・杉村倉庫取締役
	綿スフ糸課	部長	山西利夫	昭和三年神戸高商・大日本紡績聯合會東京出張所長
	絹紡課	部長	箸尾恭之助	昭和二年京大・大日本紡績聯合會內需部長事務取扱
	麻糸課	部長	木村直治	大正十一年關西學院・鐘紡絹紡取引課長
	毛糸課	部長	關家正達	大正九年名古屋高工・新潟縣經濟部商工課技師
製織部	小泉竹藏	部長	小泉竹藏	大正六年東京高工・陸軍製絨廠製造部長
	岸武八	部長	岸武八	大正四年東京高工染色科・商工省纖維局絹毛課技師
	山脇虎彦	部長	山脇虎彦	大正七年早大・日本綿スフ織物製造常務
	原與一郎	部長	原與一郎	昭和四年福井高工・日本綿スフ製造加工課長
	湯原五郎	部長	湯原五郎	大正七年東京高工・紡織科靜岡纖維製品検査所長
	狩野陸太郎	部長	狩野陸太郎	昭和二年福井高工・日本綿スフ織物製造製織課長
	大類徳一郎	部長	大類徳一郎	大正十二年桐生高工紡織科・福井輸出絹織物検査所長
	上田豊	部長	上田豊	帝國纖維營業課次長
	柴田惣次郎	部長	柴田惣次郎	米澤高工・名古屋染絨取締役
	成瀬直人	部長	成瀬直人	名古屋高工・東京製網麻課長
	大幡久一	部長	大幡久一	大正四年東京高商・帝國人造絹糸取締役
	山田榮一	部長	山田榮一	大正六年東大・富士瓦斯紡績勞務部長
	眞下一郎	部長	眞下一郎	明治四十三年群馬師範・帝國人絹工場課次長
	安藤寛	部長	安藤寛	明治四十四年東京商大專・兵庫縣職業課長
勞務部	勞務第一課	課長	山田榮一	
	勞務第二課	課長	眞下一郎	

勞務第三課	課長	鹽見 與平	昭和七年東京高商・日本製鋼勞務部勸務
材部	部長	阿部 莊吉	大正十三年東大・日本毛織常務名古屋支店長
資材第一課	課長	黒田 常清	昭和二年慶大・日本マニラ麻網取締役
資材第二課	課長	稻本 利三郎	大正十二年慶大・大和紡績用度課長
資材第三課	課長	大庭 三郎	昭和三年上智大・英國人絹バルブ八代工場事務課長
技術部	部長	松谷 敏夫	大正十三年京高工藝・鐘淵紡績纖維研究技師主任
技術第一課	課長	納富 喜雄	明治四十四年北大・帝國纖維常務取締役
技術第二課	課長	岸田 三治	大正七年高等工藝・倉敷紡績勸務
検査課	課長	林 廣修	大正四年東京高工・綿ス・フ工聯検査長
技術監査所	課長	澁谷 省三	明治三十四年大阪高工・鐘淵紡績勸務
綿ス・フ糸監査課	課長	奧西 末男	愛知工業・日本製鐵勸務
綿ス・フ織物監査課	課長	松田 芳一	
絹人絹監査課	課長	(所長事務取扱)	
羊毛監査課	課長	立岩 幸介	大正四年米澤高工・大東紡績香煙工場長
麻監査課	課長	阿部 松治	大正五年大高工・帝國纖維管轄課長
加工監査課	課長	築谷 潤二	大正七年高京高工教員養成所・鐘淵紡績淀川工場次長
整備部	部長	有元 憲	明治三十八年廣島縣立尾道商業・東洋紡績取締役
	部長	伏原 湛一郎	東京高工・伏原毛糸紡績社長

五 統制會設立關係資料

一 會員資格者指定 (昭和十八年十月十四日商工省告示第九百七十八號)

重要産業團體令第七條ノ規定ニ依リ重要産業指定規則第十九號乃至第十二號ニ掲グル事業ノ統制會ノ會員タル資格ヲ有スル者左ノ通指定ス

(會員資格者名略)

二 設立命令 (昭和十八年十月十四日商工省告示第九百七十九號)

重要産業團體令第八條第一項及重要産業團體令施行規則第一條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通定ム
昭和十八年十月商工省告示第九百七十八號ヲ以テ指定シタル者ハ重要産業指定規則第十九號乃至第二十二號ニ掲グル事業ノ統制會ヲ設立スベシ

前項ノ統制會ノ設立ノ認可ヲ申請スベキ期限ハ昭和十八年十月三十一日迄トス

三 設立委員任命 (昭和十八年十一月十四日商工省告示第九百八十號)

重要産業團體令施行規則第一條第二項ノ規定ニ依リ重要産業指定規則第十九號乃至第二十二號ニ掲グル事業ノ統制會ノ設立委員左ノ通任命シタリ

鐘淵紡績株式會社取締役社長	津田 信吾
棉花共同購入組合代表者	三村 和義
東洋紡績株式會社取締役副社長	關 桂三
岡山縣織物工業組合理事長	飯井 三龜男
愛知縣織物工業組合理事長	三輪 常次郎
日本綿ス・フ織物製造株式會社取締役社長羽	生 晴則

纖維統制會（統制會設立關係資料）

日本綿スフ織物配給株式會社取締役社長 阿部 藤造
 日本織物染色工業組合聯合會理事長事務取扱 田中昌龜
 東洋レーヨン株式會社取締役社長 小澤 武
 帝國人造絹糸株式會社取締役社長 久村 清太
 東北振興バルブ株式會社取締役社長 足立 正
 日本副置糸統制株式會社取締役社長 今井 五介
 日本捻糸工業組合聯合會理事長 白井 大翼
 關井縣織物工業組合理事長 久保 義隆
 丹後織物工業組合理事長 古賀 精一
 日本絹人絹織物製造株式會社取締役社長 大貝 晴彦
 日本絹人絹織物配給統制株式會社取締役社長 赤松 小寅
 日東紡績株式會社取締役社長 片倉 三平
 日本原麻株式會社取締役社長 鹿野 澄
 帝國纖維株式會社取締役社長 河路 寅三
 東京東京麻糸紡績株式會社取締役社長 石崎 石三
 日本麻織物工業組合聯合會理事長 増田 外十郎
 日本麻織物元賣商組合理事長 島田 慶二
 東京製絹株式會社社長 矢吹 省三
 日本毛織株式會社取締役會長 川西 清兵衛

愛知縣毛織物工業組合理事長 片岡 孫忠
 關東毛織工業株式會社取締役社長 大木 久衛
 大日本紡績株式會社取締役社長 小寺 源吾
 毛織物中央配給統制株式會社取締役社長 菅 榮一
 四、會長銜委員氏名（昭和十八年十月二十二日官報掲載）
 井上 潔 辛島 淺彦
 鶴見 左吉雄 鹿野 澄
 牧野 良三 津田 信吾
 關 桂三 羽生 雅則
 久村 清太 大貝 晴彦
 川西 清兵衛 小寺 源吾
 男爵 矢吹省三 河路 寅三
 重要産業指定規則第十九號乃至第二十二號ニ掲グル事業ノ統制會ノ會長銜委員ヲ命ズ
 五、纖維統制會創立總會
 一、日時 昭和十八年十月三十日
 二、場所 商工獎勵館
 三、議事

(一) 定款ノ決定
 (二) 統制會ノ負擔ニ歸スベキ創立費及其ノ償却方法ノ決定
 (三) 昭和十八年度收支豫算ノ決定
 (四) 統制手數料及檢査手數料ノ徵收法ノ決定
 六 設立認可（昭和十八年十一月十八日農商省告示第五十二號）
 重要産業指定規則第十九號乃至第二十二號ニ掲グル事業ノ統制會ハ昭和十八年十月三十日成立シタリ其ノ定款左ノ如シ
 (定款略)

七 會長任命（昭和十八年十一月十八日農商省告示第五十三號）
 重要産業團體令第十四條第一項ノ規定ニ依リ昭和十八年十月三十日關桂三ヲ纖維統制會ノ會長ニ任命シタリ
 八 理事長及理事認可（昭和十八年十一月十八日農商省告示第五十四號）
 重要産業團體令第十四條第五項ノ規定ニ依リ昭和十八年十月三十日纖維統制會ノ理事長及理事任命ノ件左ヲ通認可シタリ
 理事長 本位 田祥男
 理事 有 元 憲

同 同 八代 武次 同 同 岸 武八
 同 同 大 輔 久一 同 同 阿 部 莊 吉
 同 同 古 川 武 次 同 同 納 富 喜 雄
 同 同 伊 藤 正 雄

纖維統制會（統制會設立關係資料）

金融統制會

金融統制會目次

一 全國金融統制會	1005
二 勸業金融統制會	1005
三 普通銀行統制會	1008
四 地方銀行統制會	1008
五 貯蓄銀行統制會	1008
六 信託統制會	1008
七 生命保險統制會	1008
八 無盡統制會	1008
九 證券引受會社統制會	1008
十 市街地信用組合統制會	1008
十一 組合金融統制會	1008
十二 損害保險統制會	1008

全國金融統制會

設立年月日—昭和十七年五月二十三日

所在地—東京都日本橋區本石町二丁目二

番地ノ一(日本銀行内)

電話—日本橋(24)二二一一

一定款

第一章 總則

第一條 本會は國民經濟の總力を最も有效に發揮せしむる爲金融事業(有價證券に關する事業を含む以下同じ)の機能の綜合的發揮を圖るに必要な指導統制を行ひ且金融に關する國策の立案及遂行に協力することを目的とす

第二條 本會は金融統制團體令に依り設立し全國金融統制會と稱す

第三條 本會は事務所を東京市に置く

第二章 會員

第四條 本會は日本銀行業應別統制會及金融事業を營む者にして大藏大臣の指定したるものを以て之を組織す

全國金融統制會

第五條 會員は本會の定むる統制規程に依るべきものとす
第六條 會員は本會より金融事業に關する事項の調査を爲す爲必要する資料の提出を求められたるときは遲滞なく之を提出すべきものとす
第七條 會員は其の業務又は財産の狀況に付本會の役員又は職員を行ふ検査を拒み、妨げ又は忌避することを得ざるものとす

第三章 事業及其の執行

第八條 本會は第一條の目的を達する爲左の事業を行ふ

- 一 金融に關する政府の計畫に對する參贊
- 二 金融事業を營む者の行ふ資金の吸收及運用に關する指導統制
- 三 金融事業の整備の促進
- 四 金融事業の機能の増進
- 五 金融事業と産業との關係の緊密化の促進
- 六 金融事業に關する調査及研究
- 七 前各號に掲ぐるものの外本會の目的を達するに必要な事業

第九條 本會は前條の事業の外業應別統制會の會員に非ざる

統制組合にして大蔵大臣の指定したるもの及地方金融協同會の事業の指導統制を行ふ

本會が前項の規定に依り行ふ 指導統制に付ては大蔵大臣の認可を受けたる準則の定むる所に依るものとす

第十條 本會が會員の事業に關し行ふ統制に付ては大蔵大臣の認可を受けたる統制規程の定むる所に依るものとす

會長統制規程を設定又は變更せんとするときは評議員に諮問すべきものとす

第十一條 本會の事業の執行に關し必要なる事項は會長之を定む

第四章 役員

第十二條 本會に會長一人、副會長二人以内、理事、監事及評議員各若干人を置く

第十三條 會長は本會を代表し金融事業の指導統制其の他の會務を總理す

副會長は會長を輔佐し豫め會長の定むる順位に依り會長事務あるときは其の職務を代理し會長缺員のときは其の職務を行ふ

理事は會長及副會長を輔佐し會務を掌理し豫め會長の定むる順位に依り會長及副會長共に事故あるときは會長の職務を代理し會長缺員のときは會長の職務を行ふ

る順位に依り會長及副會長共に事故あるときは會長の職務を代理し會長及副會長共に缺員のときは會長の職務を行ふ 監事は本會の經理の状況を監査す

評議員は會長の諮問に對し答申し又は會長に對し意見を具申す

第十四條 會長は日本銀行總裁を以て之に充つ

副會長、理事及監事は金融事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より大蔵大臣の命じたるものとす

評議員は金融事業又は産業に關し經驗ある者及學識ある者の中より大蔵大臣の命じたるものとす

第十五條 副會長及理事の任期は三年、監事及評議員の任期は二年とす

第十六條 副會長及理事は大蔵大臣の認可を受くるに非ざれば他の職務又は商業に従事することを得ざるものとす但し日本銀行の職員たることを妨ざるものとす

第五章 會 議

第十七條 總會は通常總會及臨時總會とす

通常總會は毎年一回之を開催し臨時總會は會長必要ありと認むるとき隨時之を開催す

總會は會長之を招集す

總會を招集するには會員に對し會日より少くとも一週間前に會議の目的たる事項、日時及場所を示し招集の通知を發するものとす

總會の議長は會長之に當る

第十八條 左に掲ぐる事項は總會に諮り會長之を決す

一 定款の變更

二 收支豫算

三 第二十一條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法

第十九條 會長は毎年通常總會に本會の事業の状況を報告し監事をして經理の状況を報告せしむ

第六章 經 理

第二十條 本會の事業年度は四月一日より翌年三月三十一日迄とす

第二十一條 本會は會員に對し其の經費を賦課す

賦課金の賦課徴收に關しては會長之を定む

第七章 解散及清算

第二十二條 本會は大蔵大臣の命令に因りて解散す

第二十三條 清算人は裁判所の選任したる者之に當る

第八章 過 意 金

第二十四條 本會は定款に違反したる會員に對し五千圓以下の過意金を課することを得

第二十五條 本會は統制規程に違反したる會員に對し一萬圓以下の過意金を課することを得

一 統 制 規 程

第一號 (昭和十七年四月二日) 大蔵省告示第三百八十九號

業態別統制會の統制規程の設定等に關する件

第一條 業態別統制會統制規程を設定、變更又は廢止せんとするときは主務大臣の命に依る場合の外豫め本會の承認を受くべし

第二條 業態別統制會金融統制團體令に基き主務大臣に對し認可を申請したるときは遅滞なく其の副本を本會に提出すべし

前項の申請に對し主務大臣の認可ありたるときは業態別統制會は遅滞なく其の旨を本會に報告すべし

附 則

本規程は大蔵大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

第二條 (昭和十七年七月二日)
大藏省告示第三百八十九號

資金の吸收及運用の計畫に關する件

第一條 會員たる金融事業を営む者は會長の定むる所に依り一定期間毎に其の行ふ資金の吸收及運用に關する計畫を本會に提出すべし

業態別統制會は會長の定むる所に依り一定期間毎に其の會員又は其の會員たる統制組合の組合員の行ふ資金の吸收及運用に關する綜合計畫を本會に提出すべし

會長は前二項の計畫の變更を命じ又は前二項の計畫に付金融統制上必要な事項を指示することあるべし

第二條 會員たる金融事業を営む者は前條第一項の計畫及同條第三項の命令又は指示に依り其の資金の運用を行ふべし但し主務大臣より特別の指示ありたるときは又は特別の事由ある場合に於て會長の承認を受けたるときは此の限に在らず

業態別統制會は其の會員又は其の會員たる統制組合の組合員の行ふ資金の運用に關し前條第二項の計畫及同條第三項の命令又は指示に基き必要な指導統制を行ふべし但し主

務大臣より特別の指示ありたるときは又は特別の事由ある場合に於て會長の承認を受けたるときは此の限に在らず

附 則

本規程は大藏大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

第三條 (昭和十七年七月二日)
大藏省告示第三百八十九號

有價證券の應募、引受又は買入等に關する件

第一條 會長は有價證券に關する政府の計畫に基き會員たる金融事業を営む者に對し其の應募、引受又は買入を爲すべき有價證券の種類、金額又は割合其の他當該計畫の實施に必要な事項を指示することあるべし

會長は有價證券に關する政府の計畫に基き業態別統制會に對し其の會員又は其の會員たる統制組合の組合員が應募、引受又は買入を爲すべき有價證券の種類、金額又は割合其の他當該計畫の實施に必要な事項を指示することあるべし

業態別統制會前項の指示を受けたるときは之に基き遲滞なく其の會員たる金融事業を営む者に對し其の應募引受者は買入を爲すべき有價證券の種類、金額若は割合其の他必要

なる事項を指示し又は其の會員たる統制組合に對し其の組合員の應募引受者は買入を爲すべき有價證券の種類、金額若は割合其の他必要な事項を指示すべし

第二條 會長必要ありと認むるときは會員たる金融事業を営む者に對し有價證券の應募、引受又は募集取扱の時期、方法又は條件に關し必要な事項を指示することあるべし

會長必要ありと認むるときは業態別統制會に對し其の會員又は其の會員たる統制組合の組合員の行ふ有價證券の應募、引受又は募集取扱の時期、方法又は條件に關し必要な事項を指示することあるべし

業態別統制會前項の指示を受けたるときは之に基き遲滞なく會員に對し會員又は會員たる統制組合の組合員の行ふ有價證券の應募、引受又は募集取扱の時期、方法又は條件に關し必要な事項を指示すべし

第三條 會長必要ありと認むるときは會員たる金融事業を営む者に對し有價證券の賣買の時期、方法又は條件に關し必要な事項を指示することあるべし

會長必要ありと認むるときは業態別統制會に對し其の會員又は其の會員たる統制組合の組合員の行ふ有價證券の賣買

の時期、方法又は條件に關し必要な事項を指示することあるべし

業態別統制會前項の指示を受けたるときは之に基き遲滞なく會員に對し會員又は會員たる統制組合の組合員の行ふ有價證券の賣買の時期、方法又は條件に關し必要な事項を指示すべし

附 則

本規程は大藏大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

第四條 (昭和十七年七月二日)
大藏省告示第三百八十九號

資金の融通に關する件

第一條 會長必要ありと認むるときは會員たる金融事業を営む者に對し其の者が他の金融事業を営む者と共同して資金の融通を行ふ場合の處理方法に關し必要な事項を指示することあるべし

會長必要ありと認むるときは業態別統制會に對し其の會員たる金融事業を営む者が他の金融事業を営む者と共同して資金の融通を行ふ場合の處理方法に關し必要な事項を指示することあるべし

業態別統制會前項の指示を受けたるときは之に基き遲滞なく會員に對し會員たる金融事業を営む者が他の金融事業を営む者と共同して資金の融通を行ふ場合の處理方法に關し必要な事項を指示すべし

第二條 會長必要ありと認むるときは會員たる金融事業を営む者の行ふ資金融通の制限に關し必要な事項を指示することあるべし

會長必要ありと認むるときは業態別統制會に對し其の會員又は其の會員たる統制組合の組合員の行ふ資金融通の制限に關し必要な事項を指示することあるべし

業態別統制會前項の指示を受けたるときは之に基き遲滞なく會員に對し會員又は會員たる統制組合の組合員の行ふ資金融通の制限に關し必要な事項を指示すべし

附 則

本規程は大蔵大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

第五節 (昭和十七年七月二日)

大藏省告示第三百八十九號

金利等の調整に關する件

第一條 會長必要ありと認むるときは會員たる金融事業を營

む者に對し預金利率其の他資金吸收の方法及條件等に關し必要な事項を指示することあるべし

會長必要ありと認むるときは業態別統制會に對し其の會員又は其の會員又は其の會員たる統制組合の組合員の預貯金利率、保険料率其の他資金吸收の方法及條件等に關し必要な事項を指示することあるべし

業態別統制會前項の指示を受けたるときは之に基き遲滞なく會員に對し會員又は會員たる統制組合の組合員の預貯金利率、保険料率其の他資金吸收の方法及條件等に關し必要な事項を指示すべし

第二條 會長必要ありと認むるときは會員たる金融事業を営む者に對し貸出利率、擔保物件其の他貸出の方法及條件等に關し必要な事項を指示することあるべし

會長必要ありと認むるときは業態別統制會に對し其の會員又は其の會員たる統制組合の組合員の貸出利率、擔保物件其の他貸出の方法及條件等に關し必要な事項を指示することあるべし

業態別統制會前項の指示を受けたるときは之に基き遲滞なく會員に對し會員又は會員たる統制組合の組合員の貸出利

率、擔保物件其の他貸出の方法及條件等に關し必要な事項を指示すべし

第三條 會長必要ありと認むるときは會員たる金融事業を営む者に對し爲替手数料、代金取立手数料等の業務上の手数料其の他之に準ずるものに關し必要な事項を指示することあるべし

會長必要ありと認むるときは業態別統制會に對し其の會員又は其の會員たる統制組合の組合員の爲替手数料、代金取

立手数料等の業務上の手数料其の他之に準ずるものに關し必要な事項を指示することあるべし

業態別統制會前項の指示を受けたるときは之に基き遲滞なく會員に對し會員又は會員たる統制組合の組合員の爲替手数料、代金取立手数料等の業務上の手数料其の他之に準ずるものに關し必要な事項を指示すべし

附 則

本規程は大蔵大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

三 役員氏名

會長	日本銀行 總裁	結城 豐太郎
副會長	日本銀行 副總裁	澁澤 敬三
理事	日本銀行 理事	相田 岩夫
同		岸 喜二雄
同		岡田 才一
同		田島 道治
同		一萬田 尚登
同		柏木 秀茂
同		加藤 武男
同		(三菱銀行取締役會長)
同		(日本銀行考査局長)
同		(横濱正金銀行頭取)

同同同同同同同同同同同同同

- (日本生命保險株式會社)社長
- (明治生命保險株式會社)取締役會長
- (東京都信用購買販賣組合聯合會)會長
- (東京海上火災保險株式會社)社長
- (大正海上火災保險株式會社)社長

- 成瀬 達
- 丸山 英彌
- 内田 秀五郎
- 鈴木 祥枝
- 飯沼 剛一
- 松本 蒸治
- 河田 烈
- 有馬 頼一
- 津島 壽一
- 平生 夙三郎
- 井阪 孝
- 藤山 愛一郎

勸農金融統制會

設立—昭和十七年五月十三日

場所—東京都麹町區內幸町一丁目一番地

(日本勸業銀行內)

電話—銀座(57) 四一六五(五) 六一六五(五) 六一五一(八)

一定 款

第一章 總 則

第一條 本會は國民經濟の總力を最も有效に發揮せしめらるる日本勸業銀行及農工銀行の營む金融事業(以下勸農金融事業と稱す)に付其の機能の一體的發揮を圖るに必要なる指導統制を行ひ且つ之に關する國策の遂行に協力することを

目的とす

第二條 本會は金融統制團體令に依りて設立し勸農金融統制會と稱す

第三條 本會は事務所を東京市に置く

第二章 會 員

第四條 本會は日本勸業銀行、愛知縣農工銀行、茨城農工銀行、岡山縣農工銀行、神奈川縣農工銀行及福島縣農工銀行を以て之を組織す

第五條 會員は本會の定むる統制規程に依るべきものとす

第六條 會員は本會又は全國金融統制會より其の事業に關する資料の提出を求められたるときは遲滞なく之を提出すべきものとす

第七條 會員は其の業務又は財産の狀況に付本會又は全國金融統制會の役員又は職員が行ふ検査を拒み、妨げ又は忌避することを不得るものとす

第三章 事業及其の執行

第八條 本會は第一條の目的を達する爲左の事業を行ふ

- 一 會員の行ふ資金の吸收及運用に關する指導統制
- 二 勸農金融事業の整備の促進

三 勸農金融事業の機能の増進

四 勸農金融事業との關係の緊密化の促進

五 勸農金融事業に關する調査及研究

六 前各號に掲ぐるものの外本會の目的を達するに必要なる事業

第九條 本會が會員の事業に關し行ふ統制に付ては大藏大臣の認可を受けたる統制規程の定むる所に依るものとす

第十條 理事長統制規程を設定又は變更せんとするときは評議員に諮問すべきものとす

第十條 本會の事業の執行に關し必要なる事項は理事長之を定む

第四章 役 員

第十一條 本會に理事長、副理事長各一人並に理事、監事及評議員各若干人を置く

第十二條 理事長は本會を代表し勸農金融事業の指導統制其の他の會務を處理す

副理事長は理事長を輔佐し理事長事故あるときは其の職務を代理し理事長缺員のときは其の職務を行ふ

理事は理事長及副理事長を輔佐し會務を掌理し豫め理事長

の定むる順位に依り理事長及副理事長共に事故あるときは理事長の職務を代理し理事長及副理事長共に缺員のときは理事長の職務を行ふ

監事は本會の經理の状況を監査す

評議員は理事長の諮問に對し答申し又は理事長に對し意見を具申す

第十三條 理事長は大蔵大臣の命じたる者を以て之に充つ

副理事長、理事及評議員は勸業金融事業に關し経験ある者及學識ある者の中より理事長大蔵大臣の認可を受け之を命ず

監事は評議員之を選任す

監事の選任は評議員の過半数を以て之を爲す

第十四條 理事長、副理事長及理事の任期は三年、監事及評議員の任期は二年とす

理事長必要ありと認むるときは任期中と雖も大蔵大臣の認可を受け副理事長又は理事長を解任することを得

第十五條 理事長、副理事長及理事は大蔵大臣の認可を受くるに非ざれば他の職務又は商業に従事することを得ざるものとす但し日本銀行の職員たることを妨げざるものとす

第五章 會 議

第十六條 總會は通常總會及臨時總會とす

通常總會は毎年一回之を開催し臨時總會は理事長必要ありと認むるとき隨時之を開催す

總會は理事長之を招集す

總會を招集するには會員に對し會日より少くとも二週間前に會議の目的たる事項、日時及場所を示し招集の通知を發するものとす

總會の議長は理事長之に當る

第十七條 左に掲ぐる事項は總會に諮り理事長之を決す

一 定款の変更

二 收支豫算

三 第二十條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法

第十八條 理事長は毎年通常總會に本會の事業の状況を報告し監事をして經理の状況を報告せしむ

第六章 經 理

第十九條 本會の事業年度は四月一日より翌年三月三十一日迄とす

第二十條 本會は會員に對し其の經費を賦課す

賦課金の賦課徴收に關しては理事長之を定む

第七章 解散及清算

第二十一條 本會は大蔵大臣の命令に因りて解散す

第二十二條 清算人は裁判所の選任したる者之に當る

第八章 過 怠 金

第二十三條 本會は定款に違反したる會員に對し五千圓以下の過怠金を課することを得

第二十四條 本會は統制規定に違反したる會員に對し一萬圓以下の過怠金を課することを得

一一 統制規程 (昭和十七年八月十一日制定・昭和十七年八月十二日大蔵大臣認可)

第一號 資金の吸收及運用の計畫等に関する件

第一條 會員は理事長の定むる所に依り一定期間毎に其の行ふ資金の吸收及運用に關する計畫を本會に提出すべし
理事長は前項の計畫の変更を命じ又は前項の計畫に付金融統制上必要な事項を指示することあるべし

第二條 會員は前條第一項の計畫及同條第二項の命令又は指示に依り其の資金の運用を行ふべし但し主務大臣より特別の指示ありたるとき又は特別の事由ある場合に於て理事長

の承認を受けたるときは此の限に在らず

第三條 會員債券の發行に付大蔵大臣に認可を申請せんとするときは豫め本會に申出づべし

附 則

本規程は大蔵大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

統制規程第二號

有價證券の應募、引受又は買入等に関する件

第一條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し其の應募引受又は買入を爲すべき有價證券の種類、金額又は割合其の他有價證券に關する政府の計畫の實施に必要な事項を指示することあるべし

第二條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し有價證券の應募、引受又は募集取扱の時期、方法又は條件に關し必要な事項を指示することあるべし

第三條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し有價證券の賣買の時期方法又は條件に關し必要な事項を指示することあるべし

附 則

本規程は大蔵大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

第二章 資金の融通に関する件

第一條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し資金の融通及回收に付ての相互の連絡提携に關し必要なる事項を指示することあるべし

第二條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し其の行ふ資金融通の制限に關し必要なる事項を指示することあるべし

附 則

本規程は大蔵大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

第四條 金利等の調整に関する件

第一條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し預金利率其の他の資金吸收の方法及條件等に關し必要なる事項を指示することあるべし

第二條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し貸出利率、擔保物件其の他の貸出の方法及條件等に關し必要なる事項を指示することあるべし

第三條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し業務上の手数料其の他之に準ずるものに關し必要なる事項を指示することあるべし

本規程は大蔵大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す
三 役員 氏 名

理事長	(日本勸業銀行總裁)	西野 元
副理事長	(日本勸業銀行副總裁)	大橋 信吉
理事	(日本勸業銀行理事)	倉井 敏廣
同	(神奈川縣農工銀行取締役頭取)	早川 茂一
同	(愛知縣農工銀行常務取締役)	大島徳太郎
同	(日本勸業銀行監査役)	笠原 隆輔
同	(大阪省銀行局特別銀行課長)	橋田 光男
同	(全國金融統制會理事)	岡田 才一
同	(愛知縣農工銀行取締役頭取)	磯貝 浩
同	(茨城農工銀行取締役頭取)	風戸 元愛
同	(福島縣農工銀行取締役頭取)	内池久五郎
同	(日本勸業銀行理事)	大矢半次郎
同	(岡山縣農工銀行取締役頭取)	星島義兵衛

普通銀行統制會

設立—昭和十七年五月十一日
場 所—東京都麹町區丸ノ内一丁目八番地ノ
一(東京銀行集會所内)
電 話—日本橋(24)五〇一一

一定 款

第一章 總 則

第一條 本會は國民經濟の總力を最も有効に發揮せしむる爲
都市大普通銀行事業の機能の一體的發揮を圖るに必要なる
指導統制を行ひ且都市大普通銀行事業に關する國策の遂行
に協力することを目的とす

第二條 本會は金融統制團體令に依り設立し普通銀行統制會
と稱す

第三條 本會は事務所を東京都に置く

第二章 會 員

第四條 本會の都市大普通銀行(銀行法に依り營業の免許を
受けたる銀行にして東京市、大阪市、神戸市又は名古屋市

普通銀行統制會

に本店を有し大規模なる營業を爲すものを謂ふ)にして大
蔵大臣の指定したるものを以て之を組織す

第五條 會員は本會の定むる統制規程に依るべきものとす

第六條 會員は本會又は全國金融統制會より其の事業に關す
る資料の提出を求められたるときは遅滞なく之を提出すべ
きものとす

第七條 會員は其の業務又は財産の状況に付本會又は全國金
融統制會の役員又は職員が行ふ検査を拒み、妨げ又は忌避
することを不得るものとす

第三章 事業及其の執行

第八條 本會は第一條の目的を達する爲左の事業を行ふ

- 一 都市大普通銀行の行ふ資金の吸收及運用に關する指導
統制
- 二 都市大普通銀行事業の整備の促進
- 三 都市大普通銀行事業の機能の増進
- 四 都市大普通銀行事業と産業との關係の緊密化の促進
- 五 都市大普通銀行事業に關する調査及研究
- 六 前各號に掲ぐるものの外本會の目的を達するに必要な
事業

第九條 本會が會員の事業に關し行ふ統制に付ては大藏大臣の認可を受けたる統制規程の定むる所に依るものとす
理事長統制規程を設定又は變更せんとするときは評議員に諮問すべきものとす

第十條 本會の事業の執行に關し必要な事項は理事長之を定む

第四章 役員

第十一條 本會に理事長一人並に理事、監事及評議員各若干人を置く

第十二條 理事長は本會を代表し都市大普通銀行事業の指導統制其の他の會務を總理す

理事は理事長を輔佐し會務を掌理し豫め理事長の定むる順位に依り理事事故あるときは理事長の職務を代理し理事長缺員のときは理事長の職務を行ふ

監事は本會の經理の状況を監査す

評議員は理事長の諮問に對し答申し又は理事長に對し意見を具申す

第十三條 理事長は大藏大臣の命じたる銓衡委員の推薦したる者の中より大藏大臣の命じたるものとす

理事及評議員は都市大普通銀行事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長大藏大臣の認可を受け之を命ず

監事は評議員之を選任す

監事の選任は評議員の過半数を以て之を爲す

第十四條 理事長及理事の任期は三年、監事及評議員の任期は二年とす

理事長必要ありと認むるときは任期中と雖も大藏大臣の認可を受け理事を解任することを得

第十五條 理事長及理事は大藏大臣の認可を受くるに非ざれば他の職務又は商業に従事することを得ざるものとす但し日本銀行の職員たることを妨げざるものとす

第五章 會 議

第十六條 總會は通常總會及臨時總會とす

通常總會は毎年一回之を開催し臨時總會は理事長必要ありと認むるとき臨時之を開催す

總會は理事長之を招集す

總會を招集するには會員に對し會日より少くとも二週間前に會議の目的たる事項、日時及場所を示し招集の通知を發するものとす

總會の議長は理事長之に當る

第十七條 左に掲ぐる事項は總會に諮り理事長之を決す

一 定款の變更

二 收支豫算

三 第二十條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法

第十八條 理事長は毎年通常總會に本會の事業の状況を報告し監事をして經理の状況を報告せしむ

第六章 經 理

第十九條 本會の事業年度は四月一日より翌年三月三十一日迄とす

第二十條 本會は會員に對し其の經費を賦課す
賦課金の賦課徴收に關しては理事長之を定む

第七章 解散及清算

第二十一條 本會は大藏大臣の命令に因りて解散す

第二十二條 清算人は裁判所の選任したる者之に當る

第八章 過 意 金

第二十三條 本會は定款に違反したる會員に對し五千圓以下の過意金を課することを得

第二十四條 本會は統制規程に違反したる會員に對し一萬圓

以下の過意金を課することを得

一 統 制 規 程

第一號 資金の吸收及運用の計畫に關する件

第一條 會員は理事長の定むる所に依り一定期間毎に其の行ふ資金の吸收及運用に關する計畫を本會に提出すべし

理事長は前項の計畫の變更を命じ又は前項の計畫に付金融統制上必要な事項を指示することあるべし

第二條 會員は前條第一項の計畫及同條第二項の命令又は指示に依り其の資金の運用を行ふべし但し主務大臣より特別の指示ありたるとき又は特別の事由ある場合に於て理事長の承認を受けたるときは此の限に在らず

附 則

本規程は大藏大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

第二號 有價證券の應募、引受又は買入等に關する件

第一條 理事長は會員に對し其の應募引受又は買入を爲すべき有價證券の種類、金額又は割合其の他有價證券に關する政府の計畫の實施に必要な事項を指示することあるべし

第二條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し有價證券

の應募、引受又は募集取扱の時期、方法又は條件に關し必要なる事項を指示することあるべし

第三條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し有價證券の賣買の時期、方法又は條件に關し必要なる事項を指示することあるべし

附 則

本規程は大蔵大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

第三號 資金の融通に關する件

第一條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し他の金融事業を営む者と共同して資金の融通を行ふ場合の處理方法に關し必要なる事項を指示することあるべし

第二條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し其の行ふ資金融通の制限に關し必要なる事項を指示することあるべし

附 則

本規程は大蔵大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

第四號、金利等の調整に關する件

第一條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し預金利率其の他の資金吸收の方法及條件等に關し必要なる事項を指

示することあるべし

第二條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し貸出利率、擔保物件其の他の貸出の方法及條件等に關し必要なる事項を指示することあるべし

第三條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し爲替手数料、代金取立手数料等の業務上の手数料其の他之に準ずるものに關し必要なる事項を指示することあるべし

附 則

本規程は大蔵大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

三 役員 氏 名

理事長	相田 岩夫
理事	岡田 才一
同	(三和銀行取締役頭取) 中根 貞彦
同	(帝國銀行取締役會長) 明石 照男
同	(三菱銀行取締役頭取) 加藤 武男
同	(住友銀行取締役社長) 岡橋 林
監事	(安田銀行取締役社長) 岡部 替
同	
評議員	(大藏省銀行保險局總務課長) 伊達 宗章

同	(大藏省銀行局普通銀行課長) 舟山 正吉
同	(全國金融統制會理事) 田島 道治
同	(神戸銀行取締役頭取) 八馬 兼介
同	(十五銀行取締役頭取) 入間野武雄
同	(昭和銀行取締役頭取) 大塚伸次郎
同	(東海銀行取締役頭取) 井倉 和雄
同	(野村銀行専務取締役社長) 松島 準吉
同	(地方銀行統制會理事長) 和田 正彦
同	(日本興業銀行總裁) 河上 弘一

地方銀行統制會

設 立—昭和十七年五月十一日
場 所—東京都麹町區丸ノ内一丁目八番地ノ
一 (東京銀行集會所内)
電 話—神田(25)二〇二三一—四

一 定 款

第一章 總 則

第一條 本會は國民經濟の總力を最も有效に發揮せしむる爲
地方銀行統制會

地方普通銀行業の機能の一體的發揮を圖るに必要な指導統制を行ひ且地方普通銀行業に關する國策の遂行に協力することを目的とす

第二條 本會は金融統制團體令に依りて設立し地方銀行統制會と稱す

第三條 本會は事務所を東京都に置く

第二章 會 員

第四條 本會は地方普通銀行(銀行法に依り營業の免許を受けたる銀行にして昭和十七年四月大藏省告示第九十五號中第二號に該當せざるものを謂ふ)にして大蔵大臣の指定したるものを以て組織す

第五條 會員は本會の定むる統制規程に依るべきものとす

第六條 會員は本會又は全國金融統制會より其の事業に關する資料の提出を求められたるときは遲滞なく之を提出すべきものとす

第七條 會員は其の業務又は財産の狀況に付本會又は全國金融統制會の役員又は職員が行ふ検査を拒み、妨げ又は忌避することを不得るものとす

第三章 事業及其の執行

第八條 本會は第一條の目的を達する爲左の事業を行ふ

一 地方普通銀行の行ふ資金の吸收及運用に關する指導統制

二 地方普通銀行業の整備の促進

三 地方普通銀行業の機能の増進

四 地方普通銀行業と産業との關係の緊密化の促進

五 地方普通銀行業に關する調査及研究

六 前各號に掲ぐるものの外本會の目的を達するに必要な事業

第九條 本會が會員の事業に關し行ふ統制に付ては大藏大臣の認可を受けたる統制規程の定むる所に依るものとす

理事長統制規程を設定又は變更せんとするときは評議員に諮問すべきものとす

第十條 本會の事業の執行に關し必要な事項は理事長之を定む

第四章 役員

第十一條 本會に理事長一人並に理事、監事及評議員各若干人を置く

第十二條 理事長は本會を代表し地方普通銀行業の指導統制

其の他の會務を總理す

理事は理事長を輔佐し會務を掌理し豫め理事長の定むる職位に依り理事長事故あるときは其の職務を代理し理事長缺員のときは其の職務を行ふ

監事は本會の經理の状況を監査す

評議員は理事長の諮問に對し答申し又は理事長に對し意見を具申す

第十三條 理事長は大藏大臣の命じたる銓衡委員の推薦したる者の中より大藏大臣の命じたるものとす

理事及評議員は地方普通銀行業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長大藏大臣の認可を受け之を命ず

監事は評議員之を選任す

監事の選任は評議員の過半数を以て之を爲す

第十四條 理事長及理事の任期は三年、監事及評議員の任期は二年とす

理事長必要ありと認むるときは任期中と雖も大藏大臣の認可を受け理事を解任することを得

第十五條 理事長及理事は大藏大臣の認可を受くるに非ざれば他の職務又は商業に従事することを得ざるものとす但し

日本銀行の職員たることを妨げざるものとす

第五章 會 議

第十六條 總會は通常總會及臨時總會とす

通常總會は毎年一回之を開催し臨時總會は理事長必要ありと認むるとき臨時之を開催す

總會は理事長之を招集す

總會を招集するには會員に對し會日より少くとも二週間前に會議の目的たる事項、日時及場所を示し招集の通知を發するものとす總會の議長は理事長之に當る

第十七條 左に掲ぐる事項は總會に諮り理事長之を決す

一 定款の變更

二 收支豫算

三 第二十條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法

第十八條 理事長は毎年通常總會に本會の事業の状況を報告し監事をして經理の状況を報告せしむ

第六章 經 理

第十九條 本會の事業年度は四月一日より翌年三月三十一日迄とす

第二十條 本會は會員に對し其の經費を賦課す

賦課金の賦課徴收に關しては理事長之を定む

第七章 解散及清算

第二十一條 本會は大藏大臣の命令に因りて解散す

第二十二條 清算人は裁判所の選任したる者之に當る

第八章 過 意 金

第二十三條 本會は定款に違反したる會員に對し五千圓以下の過意金を課することを得

第二十四條 本會は統制規程に違反したる會員に對し壹萬圓以下の過意金を課することを得

一一 統制規程 (昭和十七年七月十六日 大藏省告示第四百二十號)

第一號 資金の吸收及運用の計畫に關する件

第一條 會員は理事長の定むる所に依り一定期間毎に其の行ふ資金の吸收及運用に關する計畫を本會に提出すべし
理事長は前項の計畫の變更を命じ又は前項の計畫に付金融統制上必要な事項を指示することあるべし

第二條 會員は前條第一項の計畫及同條第二項の命令又は指示に依り其の資金の運用を行ふべし但し主務大臣より特別の指示ありたるとき又は特別の事由ある場合に於て理事長

の承認を受けたるときは此の限に在らず

附 則

本規程は大蔵大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

第二條 有價證券の應募、引受又は買入等に関する件

する件

第一條 理事長は會員に對し其の應募、引受又は買入を爲すべき有價證券の種類、金額又は割合其の他有價證券に関する政府の計畫の實施に必要な事項を指示することあるべし

第二條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し有價證券の應募、引受又は募集取扱の時期、方法又は條件に關し必要な事項を指示することあるべし

第三條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し有價證券の賣買の時期、方法又は條件に關し必要な事項を指示することあるべし

附 則

本規程は大蔵大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

第三條 資金の融通に関する件

第一條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し他の金融

事業を営む者と共同して資金の融通を行ふ場合の處理方法に關し必要な事項を指示することあるべし

第二條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し其の行ふ資金融通の制限に關し必要な事項を指示することあるべし

附 則

本規程は大蔵大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

第四條 金利等の調整に関する件

第一條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し預金利率其の他の資金吸收の方法及條件等に關し必要な事項を指示することあるべし

第二條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し貸出率、擔保物件其の他の貸出の方法及條件等に關し必要な事項を指示することあるべし

第三條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し爲替手数料、代金取立手数料等の業務上の手数料其の他に之に準ずるものに関し必要な事項を指示することあるべし

附 則

本規程は大蔵大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

三 役員氏名

理事長

理事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

和田 正彦

新木 榮吉

鈴木 良作

永田甚之助

田部井俣夫

中田清兵衛

橋本 龍一

舟山 正吉

岸 喜二雄

中山 豊

柏木 純一

辻 兵吉

龜山 甚

小島友治郎

古莊四郎彦

高安 禮三

白勢 量作

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

(八十二銀行取締役頭取) 片倉登太郎

(福井銀行取締役頭取) 市橋保治郎

(十六銀行取締役頭取) 山崎 丈夫

(駿河銀行取締役頭取) 岡野喜太郎

(百五銀行取締役頭取) 川喜多久太夫

(滋賀銀行取締役頭取) 廣野規矩太郎

(南都銀行取締役頭取) 依田 忠一

(山陰合同銀行取締役頭取) 山内信次郎

(中國銀行取締役頭取) 公森 太郎

(百十銀行取締役頭取) 佐藤 好文

(伊豫合同銀行取締役頭取) 平山 徳雄

(四國銀行取締役社長) 山本 豊吉

(十七銀行取締役社長) 井尻 芳郎

(普通銀行統制會理事長) 相田 岩夫

(貯蓄銀行統制會理事長) 岡本兵太郎

(市街地信用組合統制會理事長) 元尾 充輝

(日本興業銀行副總裁) 荷見 安

(産業組合中央金庫理事長) 荒井誠一郎

貯蓄銀行統制會

設立昭和十七年五月十二日
場所—東京都麹町區丸ノ内一丁目八番地ノ
一（東京銀行集會所内）
電話—丸ノ内（23）一二三一一—一二三五

一定 款

第一章 總 則

第一條 本會は國民經濟の總力を最も有效に發揮せしむる爲貯蓄銀行業の機能の一體的發展を圖るに必要なる指導統制を行ひ且貯蓄銀行業に關する國策の遂行に協力することを目的とす

第二條 本會と金融統制團體令に依りて設立し貯蓄銀行統制會と稱す

第三條 本會は事務所を東京都に置く

第二章 會 員

第四條 本會は貯蓄銀行法に依り營業の免許を受けたる貯蓄銀行を以て之を組織す

第五條 會員は本會の定むる統制規程に依るべきものとす
第六條 會員は本會又は全國金融統制會より其の事業に關する資料の提出を求められたるときは遲滞なく之を提出すべきものとす

第七條 會員は其の業務又は財産の狀況に付本會又は全國金融統制會の役員又は職員が行ふ検査を拒み、妨げ又は忌避することを得ざるものとす

第三章 事業及其の執行

第八條 本會は第一條の目的を達する爲左の事業を行ふ

- 一 貯蓄銀行の行ふ資金の吸收及運用に關する指導統制
- 二 貯蓄銀行業の整備の促進
- 三 貯蓄銀行業の機能の増進
- 四 貯蓄銀行業と産業との關係の緊密化の促進
- 五 貯蓄銀行業に關する調査及研究
- 六 前各號に掲ぐるものの外本會の目的を達するに必要な事業

第九條 本會が會員の事業に關し行ふ統制に付ては大蔵大臣の認可を受けたる統制規程の定むる所に依るものとす
理事長統制規程を設定又は變更せんとするときは評議員に

諮問すべきものとす

第十條 本會の事業の執行に關し必要なる事項は理事長之を定む

第四章 役 員

第十一條 本會に理事長一人並に理事、監事及評議員各若干人を置く

第十二條 理事長は本會を代表し貯蓄銀行業の指導統制其の他の會務を總理す

理事は理事長を輔佐し會務を掌理し豫め理事長の定むる順位に依り理事長事故あるときは理事長の職務を代理し理事長缺員のときは理事長の職務を行ふ

監事は本會の經理の狀況を監査す
評議員は理事長の諮問に對し答申し又は理事長に對し意見を具申す

第十三條 理事長は大蔵大臣の命じたる銓衡委員の推薦したる者の中より大蔵大臣の命じたるものとす

理事及評議員は貯蓄銀行業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長大蔵大臣の認可を受け之を命ず
監事は評議員之を選任す

監事の選任は評議員の過半数を以て之を爲す
第十四條 理事長及理事の任期は三年、監事及評議員の任期は二年とす

理事長必要ありと認むるときは任期中と雖も大蔵大臣の認可を受け理事を解任することを得

第十五條 理事長及理事は大蔵大臣の認可を受くるに非ざれば他の職務又は商業に従事することを得ざるものとす但し日本銀行の職員たることを妨げざるものとす

第五章 會 議

第十六條 總會は通常總會及臨時總會とす

通常總會は毎年一回之を開催し臨時總會は理事長必要ありと認むるとき臨時之を開催す
總會は理事長之を招集す

總會を招集するには會員に對し會日より少くとも二週間前に會議の目的たる事項、日時及場所を示し招集の通知を發するものとす

總會の議長は理事長之に當る

第十七條 左に掲ぐる事項は總會に諮り理事長之を決す

- 一 一定款の變更

二 收支豫算

三 第二十條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法
第十八條 理事長は毎年通常總會に本會の事業の状況を報告し監事をして經理の状況を報告せしむ

第六章 經理

第十九條 本會の事業年度は四月一日より翌年三月三十一日迄とす

第二十條 本會は會員に對し其の經費を賦課す
賦課金の賦課徴收に關しては理事長之を定む

第七章 解散及清算

第二十一條 本會は大蔵大臣の命令に因りて解散す
第二十二條 清算人は裁判所の選任したる者之に當る

第八章 過 越 金

第二十三條 本會は定款に違反したる會員に對し五千圓以下の過越金を課することを得
第二十四條 本會は統制規程に違反したる會員に對し一萬圓以下の過越金を課することを得

二 統制規程 (昭和十七年七月十五日)
大蔵省告示第四百十六號

第一條 資金の吸收及運用の計畫に關する件

第一條 會員は理事長の定むる所に依り一定期間毎に其の行ふ資金の吸收及運用に關する計畫を本會に提出すべし
理事長は前項の計畫の変更を命じ又は前條の計畫に付金融統制上必要な事項を指示することあるべし

第二條 會員は前條第一項の計畫及同條第二項の命令又は指示に依り其の資金の運用を行ふべし但し主務大臣より特別の指示ありたる時又は特別の事由ある場合に於て理事長の承認を受けたるときは此の限に在らず

附 則

本規程は大蔵大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

第二條 資金の吸收に關する件

第一條 會員は貯蓄銀行法第十六條第一項の規定に基き其の業務の種類又は方法の変更は付大蔵大臣に認可を申請せんとするときは豫め本會に申出づべし

第二條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し其の預貯金利率其の他の資金吸收の方法及條件等に關し必要な事項を指示することあるべし

附 則

本規程は大蔵大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

第三條 資金の運用等に關する件

第一條 會員は貯蓄銀行法第十一條第二項の規程に基き有價証券の種類に付大蔵大臣に認可を申請せんとするときは豫め本會に申出づべし

第二條 理事長は會員に對し其の應募、引受又は買入を爲すべき有價証券の種類、金額又は割合其の他有價証券に關する政府の計畫の實施に必要な事項を指示することあるべし

第三條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し有價証券の賣買の時期、方法又は條件に關し必要な事項を指示することあるべし

第四條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し其の行ふ貸付の制限に關し必要な事項を指示することあるべし

第五條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し貸付利率、擔保物件其の他の貸付の方法及條件等に關し必要な事項を指示することあるべし

第六條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し銀行預金、金銭若是有價証券の信託若は手形の買入の方法に依る

資金の運用の制限又は大蔵省預金部への預け金若は郵便貯金の方法に依る資金の運用に關し必要な事項を指示することあるべし
第七條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し取扱手数料其の他之に準ずるものに關し必要な事項を指示することあるべし

附 則

本規程は大蔵大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

三 役員 氏 名

理事長	岡本兵太郎
理事	新木 榮吉
同	(大阪貯蓄銀行専務取締役) 加藤 正男
同	(東京貯蓄銀行専務取締役) 土屋 潤
同	(日本貯蓄銀行専務取締役) 永井 勻
同	(不動貯蓄銀行取締役副頭取) 牧野 司郎
同	(安田貯蓄銀行専務取締役) 久保 芳雄

信託統制會

一〇三二

監事 (日本相互貯蓄銀行専務取締役) 星井 賢治
評議員 (大藏省銀行局普通銀行課長) 舟山 正吉
(全國金融統制會理事) 田島 道治
(伊豫相互貯蓄銀行常務取締役) 大野 錦
(岡山合同貯蓄銀行取締役頭取) 水野 賢吉
(山陰貯蓄銀行取締役頭取) 松本 美行
(上毛貯蓄銀行常務取締役) 岡崎 秀雄
(攝津貯蓄銀行常務取締役) 西村 孝三
(第一相互貯蓄銀行専務取締役) 佐久間 勝
(長崎貯蓄銀行取締役頭取) 高見 和平
(新潟貯蓄銀行常務取締役) 池田 正平
(地方銀行統制會理事長) 和田 正彦
(市街地信用組合統制會理事長) 元尾 光輝

(三信ビル内)
電話—銀座(57)〇七七九

一定 款

第一章 總 則

第一條 本會は國民經濟の總力を最も有効に發揮せしむる爲
信託の機能の一體的發揮を圖るに必要なる指導統制を行ひ
且信託業に關する國策の遂行に協力することを目的とす

第二條 本會は金融統制團體令に依りて設立し信託統制會と
稱す

第三條 本會は事務所を東京都に置く

第二章 會 員

第四條 本會は信託業法に依り營業の免許を受けたる信託會
社を以て之を組織す

第五條 會員は本會の定むる統制規程に依るべきものとす

第六條 會員は本會又は全國金融統制會より其の事業に關す
る資料の提出を求められたるときは遅滞なく之を提出すべ
きものとす

第七條 會員は其の業務又は財産の状況に付本會又は全國金

信託統制會

設立—昭和十七年五月十二日
場 所—東京都麹町區有樂町一丁目十番地

融統制會の役員又は職員が行ふ検査を拒み、妨げ又は忌避
することを得ざるものとす

第三章 事業及其の執行

第八條 本會は第一條の目的を達する爲左の事業を行ふ

- 一 信託會社の行ふ資金の吸收及運用に關する指導統制
- 二 信託業の整備の促進
- 三 信託業の機能の増進
- 四 信託業と産業との關係の緊密化の促進
- 五 信託業に關する調査及研究
- 六 前各號に掲ぐるものの外本會の目的を達するに必要な
る事業

第九條 本會が會員の事業に關し行ふ統制に付ては大藏大臣
の認可を受けたる統制規程の定むる所に依るものとす

第十條 本會の事業の執行に關し必要なる事項は理事長之を
諮問すべきものとす

第十一條 本會の事業の執行に關し必要なる事項は理事長之を
定む

第四章 役 員

第十二條 本會に理事長一人並に理事、監事及評議員各若干

人を置く

第十三條 理事長は本會を代表し信託業の指導統制其の他の
會務を總理す

第十四條 理事長を輔佐し會務を掌理し豫め理事長の定むる順
位に依り理事長事故あるときは理事長の職務を代理し理事
長缺員のときは理事長の職務を行ふ

第十五條 監事は本會の經理の状況を監査す

第十六條 評議員は理事長の諮問に對し答申し又は理事長に對し意見
を具申す

第十七條 理事長は大藏大臣の命じたる銓衡委員の推薦した
る者の中より大藏大臣の命じたるものとす

第十八條 理事及評議員は信託業に關し經驗ある者及學識ある者の中
より理事長大藏大臣の認可を受け之を命ず

第十九條 監事は評議員之を選任す

第二十條 監事の選任は評議員の過半数を以て之を爲す

第二十一條 理事長及理事の任期は三年、監事及評議員の任期
は二年とす

第十五條 理事長及理事は大蔵大臣の認可を受くるに非ざれば他の職務又は商業に従事することを得ざるものとす但し日本銀行の職員たることを妨げざるものとす

第五章 會 議

第十六條 總會は通常總會及臨時總會とす

通常總會は毎年一回之を開催し臨時總會は理事長必要ありと認むるとき隨時之を開催す

總會は理事長之を招集す

總會を招集するには會員に對し會日より少くとも二週間前に會議の目的たる事項、日時及場所を示し招集の通知を發するものとす

總會の議長は理事長之に當る

第十七條 左に掲ぐる事項は總會に諮り理事長之を決す

一 定款の変更

二 收支豫算

三 第二十條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法

第十八條 理事長は毎年通常總會に本會の事業の状況を報告し監事をして經理の状況を報告せしむ

第六章 經 理

第十九條 本會の事業年度は四月一日より翌年三月三十一日迄とす

第二十條 本會は會員に對し其の經費を賦課す

第七章 解散及清算

第二十一條 本會は大蔵大臣の命令に因りて解散す

第二十二條 清算人は裁判所の選任したる者之に當る

第八章 過 意 金

第二十三條 本會は定款に違反したる會員に對し五千圓以下の過意金を課することを得

第二十四條 本會は統制規程に違反したる會員に對し一萬圓以下の過意金を課することを得

一一 統制規程 (昭和十七年七月十七日)
大蔵省告示第四百二十一號

第一條 資金の吸收及運用の計畫に關する件

第一條 會員は理事長の定むる所に依り一定期間毎に其の行ふ資金の吸收及運用に關する計畫を本會に提出すべし

理事長は前項の計畫の変更を命じ又は前項の計畫に付金融統制上必要な事項を指示することあるべし

第二條 會員は前條第一項の計畫及同條第二項の命令又は指

示に依り其の資金の運用を行ふべし但し主務大臣より特別の指示ありたるるとき又は特別の事由ある場合に於て理事長の承認を受けたるときは此の限に在らず

附 則

本規程は大蔵大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

第二條 有價證券の應募引受又は買入等に関する件

第一條 理事長は會員に對し其の應募、引受又は買入を爲すべき有價證券の種類、金額又は割合其の他有價證券に關する政府の計畫の實施に必要な事項を指示することあるべし

第二條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し有價證券の應募、引受又は募集取扱の時期、方法又は條件に關し必要なる事項を指示することあるべし

第三條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し有價證券の買入の時期、方法又は條件に關し必要なる事項を指示することあるべし

附 則

本規程は大蔵大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

第三條 資金の融通に關する件

第一條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し會員が他の金融事業を営む者に共同して資金の融通を行ふ場合の處理方法に關し必要なる事項を指示することあるべし

附 則

本規程は大蔵大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

第四條 金利等の調整に關する件

第一條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し金銭信託の収益交付率其の他の資金吸收の方法及條件等に關し必要なる事項を指示することあるべし

理事長必要ありと認むるときは會員に對し前項の外信託財産受入の方法及條件等に關し必要なる事項を指示することあるべし

第二條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し貸出利率、擔保物件其の他の貸出の方法及條件等に關し必要なる事項を指示することあるべし

第三條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し業務上の

手数料其の他之に準ずるものに関し必要な事項を指示することあるべし

附 則

本規程は大蔵大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

三 役員 氏名

理事長	今村 幸男
理事	岡田 才一
同	(三菱信託株式会社取締役会長)
同	山室 宗文
同	(住友信託株式会社社長)
同	福山善治郎
同	(三井信託株式会社取締役会長)
同	小池 正彪
監事	川本 直信
同	(大同信託株式会社取締役社長)
同	鈴木 直吉
同	(秋田信託株式会社常務取締役)
評議員	舟山 正吉
同	(大蔵省銀行局普通銀行課長)
同	岸 喜二雄
同	(全国金融統制會理事)
同	石毛竹治郎
同	(安田信託株式会社取締役社長)
同	濱口 雄彦
同	(三和信託株式会社常務取締役)
同	尾上登太郎
同	(第一信託株式会社取締役会長)
同	熊本 石造
同	(野村信託株式会社常務取締役)

(川崎信託株式会社常務取締役) 大川又三郎
(織田信託株式会社常務取締役) 小平 房吉

生命保險統制會

設立昭和十七年五月十四日
場所—東京都麹町區丸ノ内三丁目四番地
電話—丸ノ内(23)七二〇五

一定 款

第一章 總 則

第一條 本會は國民經濟の總力を最も有効に發揮せしむる爲生命保險事業の機能の一體的發展を圖るに必要なる指導統制を行ひ且生命保險事業に関する國策の遂行に協力することを目的とす

第二條 本會は金融統制團體令に依りて設立し生命保險統制會と稱す

第三條 本會は事務所を東京都に置く

第二章 會 員

第四條 本會は生命保險會社にして大蔵大臣の指定したるものを以て之を組織す

第五條 會員は本會の定むる統制規程に依るべきものとす

第六條 會員は本會又は全國金融統制會より其の事業に関する資料の提出を求められたるときは遅滞なく之を提出すべきものとす

第七條 會員は其の業務又は財産の状況に付本會又は全國金融統制會の行ふ検査を拒み、妨げ又は忌避することを得ざるものとす

第三章 事業及其の執行

第八條 本會は第一條の目的を達する爲左の事業を行ふ

- 一 保險契約の募集及締結に関する業務の指導統制
- 二 保險約款保險料率及保險契約者配當に関する事項の指導統制
- 三 生命保險會社の行ふ資金の運用に関する指導統制
- 四 生命保險事業の整備の促進
- 五 生命保險事業の機能の増進
- 六 生命保險事業と産業との關係の緊密化の促進
- 七 生命保險事業に関する調査及研究

生命保險統制會

八 前各號に掲ぐるものの外本會の目的を達するに必要な事業

第九條 本會が會員の事業に関し行ふ統制に付ては大蔵大臣の認可を受けたる統制規程の定むる所に依るものとす

第十條 本會の事業の執行に關し必要な事項は理事長之を諮問すべきものとす

第十一條 本會に理事長一人並に理事、監事及評議員各若干人を置く

第四章 役 員

第十二條 理事長は本會を代表し生命保險事業の指導統制其の他の會務を總理す

理事は理事長を輔佐し會務を掌理し豫め理事長の定むる順位に依り理事長事故あるときは理事長の職務を代理し理事長缺員のときは理事長の職務を行ふ

監事は本會の經理の状況を監査す
評議員は理事長の諮問に對し答申し又は理事長に對し意見を具申す

第十三條 理事長は大蔵大臣の命じたる監督委員の推薦したる者の中より大蔵大臣の命じたるものとす

理事及評議員は生命保険事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長大蔵大臣の認可を受け之を命ず

監事は評議員之を選任す

監事の選任は評議員の過半数を以て之を爲す

第十四條 理事長及理事の任期は三年、監事及評議員の任期は二年とす

理事長必要ありと認むるときは任期中と雖も大蔵大臣の認可を受け理事を解任することを得

第十五條 理事長及理事は大蔵大臣の認可を受くるに非ざれば他の職務又は商業に従事することを得ざるものとす但し、日本銀行の職員たることを妨げざるものとす

第五章 會 員

第十六條 總會は通常總會及臨時總會とす

通常總會は毎年一回之を開催し臨時總會は理事長必要ありと認むるとき臨時之を開催す

總會は理事長之を招集す

總會を招集するには會員に對し會日より少くとも二週間前

に會議の目的たる事項、日時及場所を示し招集の通知を發するものとす

總會の議長は理事長之に當る

第十七條 左に掲ぐる事項は總會に諮り理事長之を決す

一 定款の変更

二 收支豫算

三 第二十條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法

第十八條 理事長は毎年通常總會に本會の事業の状況を報告し監事をして經理の状況を報告せしむ

第六章 經 理

第十九條 本會の事業年度は四月一日より翌年三月三十一日迄とす

第二十條 本會は會員に對し其の經費を賦課す
賦課金の賦課徴收に關しては理事長之を定む

第七章 解散及清算

第二十一條 本會は大蔵大臣の命令に因りて解散す

第二十二條 清算人は裁判所の選任したる者之に當る

第八章 過 息 金

第二十三條 本會は定款に違反したる會員に對し五千圓以下

の過息金を課することを得

第二十四條 本會は統制規程に違反したる會員に對し一萬圓以下の過息金を課することを得

二 統制規程 (昭和十七年七月二十二日
大蔵省告示第四百三十六號)

第一號 資金の吸收及運用の計畫に關する件

第一條 會員は理事長の定むる所に依り一定期間毎に其の行ふ資金の吸收及運用に關する計畫を本會に提出すべし

理事長は前項の計畫の変更を命じ又は前項の計畫に付金融統制上必要な事項を指示することあるべし

第二條 會員は前條第一項の計畫及同條第二項の命令又は指示に依り其の資金の運用を行ふべし但し主務大臣より特別の指示ありたるるとき又は特別の事由ある場合に於て理事長の承認を受けたるときは此の限に在らず

附 則

本規程は大蔵大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

第二號 有價證券の應募、引受又は買入等に關する件

第一條 理事長は會員に對し其の應募、引受又は買入を爲すべき有價證券の種類、金額又は割合其の他の有價證券に關

する政府の計畫の實施に必要な事項を指示することあるべし

第二條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し有價證券の應募又は引受の時期、方法又は條件に關し必要な事項を指示することあるべし

附 則

本規程は大蔵大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

第三號 資金の融通に關する件

第一條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し他の金融事業を營む者と共同して資金の融通を行ふ場合の處理方法に關し必要な事項を指示することあるべし

第二條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し其の行ふ資金融通の制限に關し必要な事項を指示することあるべし

第三條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し貸出利率、擔保物件其の他貸出の方法及條件等に關し必要な事項を指示することあるべし

附 則

本規程は大蔵大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

第四條 保險契約の募集及締結に関する件

第一條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し無登録保險外務員の使用禁止、不正行為ありたる保險外務員の使用禁止、保險外務員の移動若は引拔の防止又は不當競争の防止若は取締の勵行に關し必要なる事項を指示することあるべし。

第二條 理事長必要ありと認むるときは主務大臣の承認を受け會員に對し保險外務員の給與、諸手数料、獎勵金の交付に關する事項又は之に關聯ある事項に付必要なる事項を指示することあるべし。

第三條 理事長必要ありと認むるときは主務大臣の承認を受け會員に對し代理店の數、給與、諸手数料、料獎勵金の交付に關する事項に付必要なる事項を指示することあるべし。

第四條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し診査醫及診査に關する事項並に之に關聯ある事項に付必要なる事項を指示することあるべし。

第五條 理事長必要ありと認むるときは募集用文書其の他宣傳廣告等の方法に關する事項に付必要なる事項を指示することあるべし。

附 則

本規程は大蔵大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

第五條 保險約款、保險料率及保險契約者配當等に関する件

第一條 理事長必要ありと認むるときは主務大臣の承認を受け會員に對し保險約款、保險料率、保險契約者配當、責任準備金計算方法に關する事項並に之に關聯ある事項に付必要なる事項を指示することあるべし。

第二條 會員保險約款、保險料率、保險契約者配當、責任準備金の計算方法に關する事項並に之に關聯ある事項に付主務大臣に認可を申請したるときは遲滞なく其の副本を本會に提出すべし。

前項の申請に對し主務大臣の認可ありたるときは會員は遲滞なく其の旨を本會に報告すべし。

附 則

本規程は大蔵大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

第六條 事業の機能の増進に関する件

第一條 理事長必要ありと認むるときは主務大臣の承認を受け會員に對し事業費の支出に關し必要なる事項を指示する

ことあるべし

第二條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し保險契約の紛争の處理調停に關する事項に關し必要なる事項を指示することあるべし

第三條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し被保險者の保險施設に關する事項其の他會員の行ふ附帶事業に關し必要なる事項を指示することあるべし

附 則

本規程は大蔵大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

三 役員 氏 名

- 理事長 磯道 文藏
- 理事 清水 玄
- 同 岡田 才一
- 同 (日本生命保險株式會社社長) 成瀬 達
- 同 (第一生命保險相互會社社長) 石坂 泰三
- 同 (明治生命保險株式會社取締役會長) 丸山 英彌
- 同 (三井生命保險株式會社取締役會長) 渡邊 省二
- 監事 (千代田生命保險相互會社取締役社長) 土井 正司

附 則

本規程は大蔵大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

第五條 保險約款、保險料率及保險契約者配當等に関する件

第一條 理事長必要ありと認むるときは主務大臣の承認を受け會員に對し保險約款、保險料率、保險契約者配當、責任準備金計算方法に關する事項並に之に關聯ある事項に付必要なる事項を指示することあるべし。

第二條 會員保險約款、保險料率、保險契約者配當、責任準備金の計算方法に關する事項並に之に關聯ある事項に付主務大臣に認可を申請したるときは遲滞なく其の副本を本會に提出すべし。

前項の申請に對し主務大臣の認可ありたるときは會員は遲滞なく其の旨を本會に報告すべし。

附 則

本規程は大蔵大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

第六條 事業の機能の増進に関する件

第一條 理事長必要ありと認むるときは主務大臣の承認を受け會員に對し事業費の支出に關し必要なる事項を指示する

- 同 (住友生命保險株式會社專務取締役) 松井 孝長
- 同 (帝國生命保險株式會社社長) 古川 從純
- 評議員 (全國金融統制會理事) 一萬田尙登
- 同 (安田生命保險株式會社取締役社長) 田中 直通
- 同 (野村生命保險株式會社專務取締役) 富成 宮吉
- 同 (大同生命保險株式會社常務取締役) 平澤 眞
- 同 (第百生命徵兵保險株式會社取締役社長) 川崎甲子男
- 同 (富國徵兵保險相互會社取締役社長) 小林 中
- 同 (第一徵兵保險株式會社取締役社長) 太田 新吉
- 同 (日本徵兵保險株式會社取締役社長) 足立 莊
- 同 (日本團體生命保險株式會社取締役社長) 膳 桂之助
- 同 (協榮生命再保險株式會社取締役社長) 田中 弟稻
- 同 (日産生命保險株式會社取締役社長) 伊吹 震
- 同 (愛國生命保險株式會社取締役會長) 原 邦造
- 同 (東京帝國大學經濟學部長) 森 莊三郎
- 同 吉村 成一

無 盡 統 制 會

設立—昭和十七年五月十三日
場所—東京都神田區一ツ橋二丁目三番地

一定 款

第一章 總 則

第一條 本會は國民經濟の總力を最も有效に發揮せしむる爲
無盡業の機能の一體的發揮を圖るに必要な指導統制を行
ひ且無盡業に關する國策の遂行に協力することを目的とす

第二條 本會は金融統制團體令に依りて設立し無盡統制會と
稱す

第三條 本會は事務所を東京都に置く

第二章 會 員

第四條 本會は無盡會社にして大藏大臣の指定するものを以
て之を組織す

第五條 會員は本會の定むる統制規程に依るべきものとす

第六條 會員は本會又は全國金融統制會より其の事業に關す
る資料の提出を求められたるときは遲滞なく之を提出すべ
きものとす

第七條 會員は其の業務又は財産の状況に付本會又は全國金
融統制會の役員又は職員が行ふ検査を拒み、妨げ又は忌避

することを得ざるものとす

第三章 事業及其の執行

第八條 本會は第一條の目的を達する爲左の事業を行ふ

- 一 無盡會社の行ふ資金の吸收及運用に關する指導統制
- 二 無盡業の整備の促進
- 三 無盡業の機能の増進
- 四 無盡業と産業との關係の緊密化の促進
- 五 無盡業に關する調査及研究
- 六 前各號に掲ぐるものの外本會の目的を達するに必要な
る事業

第四章 役 員

第九條 本會が會員の事業に關し行ふ統制に付ては大藏大臣
の認可を受けたる統制規程の定むる所に依るものとす

理事長統制規程を設定又は變更せんとするときは評議員に
諮問すべきものとす

第十條 本會の事業の執行に關し必要なる事項は理事長之を
定む

第五章 會 議

第十一條 本會に理事長一人並に理事、監事及評議員各若干
人を置く

理事長必要ありと認むるときは副理事長一人を置くことを
得

第十二條 理事長は本會を代表し無盡業の指導統制其の他の
會務を總理す副理事長は理事長を輔佐し理事長事故あると
きは其の職務を代理し理事長缺員のときは其の職務を行ふ
理事は理事長及副理事長を輔佐し會務を掌理し豫め理事長
の定むる順位に依り理事長及副理事長共に事故あるときは
理事長の職務を代理し理事長及副理事長共に缺員のときは
理事長の職務を行ふ

監事は本會の經理の状況を監査す

評議員は理事長の諮問に對し答申し又は理事長に對し意見
を具申す

第十三條 理事長は大藏大臣の命じたる銓衡委員の推薦した
る者の中より大藏大臣の命じたる者とす

副理事長及理事は無盡業に關し經驗ある者及學識ある者の
中より理事長大藏大臣の認可を受け之を命ず

監事は評議員之を選任す

監事の選任は評議員の過半数を以て之を爲す

評議員は無盡業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理

事長大藏大臣の認可を受け之を命ず

第十四條 理事長、副理事長及理事の任期は三年、監事及評
議員の任期は二年とす

理事長必要ありと認むるときは任期中と雖も大藏大臣の認
可を受け副理事長又は理事を解任することを得

第十五條 理事長、副理事長及理事は大藏大臣の認可を受く
るに非ざれば他の職務又は商業に従事することを得ざるも
のとす但し日本銀行の職員たることを妨げざるものとす

第五章 會 議

第十六條 總會は通常總會及臨時總會とす

通常總會は毎年一回之を開催し臨時總會は理事長必要あり
と認むるとき隨時之を開催す

總會は理事長之を招集す

總會を招集するには會員に對し會日より少くとも二週間前
に會議の目的たる事項、日時及場所を示し招集の通知を發
するものとす

總會の議長は理事長之に當る

第十七條 左に掲ぐる事項は總會に諮り理事長之を決す

一 一定款の變更

二 收支豫算

第三 第二十條の規定に依る賦課金の賦課徴収方法
第十八條 理事長は毎年通常總會に本會の事業の状況を報告し監事をして經理の状況を報告せしむ

第六章 經理

第十九條 本會の事業年度は四月一日より翌年三月三十一日迄とす

第二十條 本會は會員に對し其の經費を賦課す
賦課金の賦課徴収に關しては理事長之を定む

第七章 解散及清算

第二十一條 本會は大蔵大臣の命令に因りて解散す

第二十二條 清算人は裁判所の選任したる者之に當る

第八章 過 怠 金

第二十三條 本會は定款に違反したる會員に對し五千圓以下の過怠金を課することを得

第二十四條 本會は統制規程に違反したる會員に對し一萬圓以下の過怠金を課することを得

一一 統制規程 (昭和十七年七月二十一日)
(大蔵省告示第四百二十八號)

第一條 資金の吸收及運用に關する件

第一條 會員は理事長の定むる所に依り一定期間毎に其の行ふ資金の吸收及運用に關する計畫を本會に提出すべし
理事長は前項の計畫の變更を命じ又は前項の計畫に付金融統制上必要なる事項を指示することあるべし

第二條 會員は前條第一項の計畫及同條第二項の命令又は指示に依り其の資金の運用を行ふべし但し主務大臣より特別の指示ありたるとき又は特別の事由ある場合に於て理事長の承認を受けたるときは此の限に在らず

第三條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し無盡掛金表の預金利廻及金融利廻、掛金先掛割引利率、貸付利率、擔保物件其他資金の吸收並に無盡の給付及貸付の方法及條件に關し必要なる事項を指示することあるべし

第四條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し一件の金額一定限度を越ゆる無盡の給付及貸付に付理事長の定むる所に依るべきことを指示することあるべし

第五條 理事長必要ありと認むるときは前條に規程する場合を除くの外會員に對し無盡の給付及貸付の制限に關し必要なる事項を指示することあるべし

第六條 理事長は會員に對し其の取得すべき有價證券の種類金額又は割合其の他有價證券に關する政府の計畫の實施に必要なる事項を指示することあるべし

第七條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し有價證券の取得又は處分の時期、方法又は條件に關し必要なる事項を指示することあるべし

第八條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し勸誘費、集金費及無盡解約手数料其の他の業務上の手数料等に關し必要なる事項を指示することあるべし

第九條 會員は無盡業法第八條第二號の規定に基き事業方法又は無盡契約約款の變更に付大蔵大臣に認可を申請せんとするときは豫め本會に申出づべし

第十條 會員は無盡業法第十條第二項の規定に基き有價證券の種類に付大蔵大臣に認可を申請せんとするときは豫め本會に申出づべし

附 則

本規程は大蔵大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

三 役員 氏 名

理事 長	(庶民金庫理事)	青木 得三
副理事 長		渡邊 鎮藏
理 事	(庶民金庫理事)	赤石 二郎
	(大日本無盡株式會社專務取締役)	高木 武
		吉澤 新作
	(庶民金庫理事)	小原 正義
監 事	(山形殖産無盡株式會社取締役社長)	叶内長兵衛
	(産業無盡株式會社取締役社長)	古賀義一郎
評 議 員	(大蔵省銀行局庶民金融課長)	阪田 泰二
	(全国金融統制會理事)	田島 道治
	(小樽無盡株式會社取締役社長)	壽原英太郎
	(常盤無盡株式會社專務取締役)	北山勇之助
	(中越無盡株式會社專務取締役)	吉田 清平
	(愛知無盡株式會社取締役社長)	杉山安太郎
	(近畿無盡株式會社取締役社長)	津田 正一
	(交野無盡金融株式會社取締役社長)	金澤 泰治
	(吳無盡株式會社取締役會長)	阪田賢次郎
	(長崎無盡株式會社取締役社長)	岩崎 尙夫
		菊地 休松

證券引受會社統制會

設立昭和十七年五月十二日
場所—東京都麹町區丸ノ内三丁目六番地

(ユニオン館内)

電話—丸ノ内(23)五九七〇

一定 款

第一章 總 則

第一條 本會は國民經濟の總力を最も有效に發揮せしむる爲
證券引受會社の營む事業の機能の一體的發揮を圖るに必要
なる指導統制を行ひ且當該事業に關する國策の遂行に協力
することを目的とす

第二條 本會は金融統制團體令に依りて設立し證券引受會社
統制會と稱す

第三條 本會は事務所を東京都に置く

第二章 會 員

第四條 本會は證券引受會社にして大藏大臣の指定したるも

のを以て之を組織す

第五條 會員は本會の定むる統制規程に依るべきものとす

第六條 會員は本會又は全國金融統制會より其の事業に關す
る資料の提出を求められたるときは遲滞なく之を提出すべ
きものとす

第七條 會員は其の業務又は財産の狀況に付本會又は全國金
融統制會の役員又は職員が行ふ検査を拒み、妨げ又は忌避
することを不得るものとす

第三章 事業及其の執行

第八條 本會は第一條の目的を達する爲左の事業を行ふ

一 會員の行ふ公債及社債の引受、募集の取扱及買入に關
する指導統制

二 有價證券引受業の整備の促進

三 有價證券引受業の機能の増進

四 有價證券引受業と産業との關係の緊密化の促進

五 有價證券引受業に關する調査及研究

六 前各號に掲ぐるものの外本會の目的を達するに必要な
る事業

第九條 本會が會員の事業に關し行ふ統制に付ては大藏大臣

の認可を受けたる統制規程の定むる所に依るものとす

理事長統制規程を設定又は變更せんとするときは評議員に
諮問すべきものとす

第十條 本會の事業の執行に關し必要なる事項は理事長之を
定む

第四章 役 員

第十一條 本會に理事長一人並に理事、監事及評議員各若干
人を置く

第十二條 理事長は本會を代表し證券引受會社の營む事業の
指導統制其の他の會務を總理す

理事は理事長を輔佐し會務を掌理し豫め理事長の定むる順
位に依り理事長事故あるときは理事長の職務を代理し理事
長缺員のときは理事長の職務を行ふ

監事は本會の經理の狀況を監査す

評議員は理事長の諮問に對し答申し又は理事長に對し意見
を具申す

第十三條 理事長は大藏大臣の命じたる銓衡委員の推薦した
る者の中より大藏大臣の命じたるものとす

理事及評議員は有價證券引受業に關し經驗ある者及學識あ

證券引受會社統制會

る者の中より理事長大藏大臣の認可を受け之を命ず

監事は評議員之を選任す

監事の選任は評議員の過半数を以て之を爲す

第十四條 理事長及理事の任期は三年、監事及評議員の任期
は二年とす

理事長必要ありと認むるときは任期中と雖も大藏大臣の認
可を受け理事を解任することを得

第十五條 理事長及理事は大藏大臣の認可を受くるに非ざれ
ば他の職務又は商業に従事することを不得るものとす但し
日本銀行の職員たることを妨げざるものとす

第五章 會 議

第十六條 總會は通常總會及臨時總會とす

通常總會は毎年一回之を開催し臨時總會は理事長必要あり
と認むるとき臨時之を開催す

總會は理事長之を招集す

總會を招集するには會員に對し會日より少くとも二週間前
に會議の目的たる事項、日時及場所を示し招集の通知を發
するものとす

總會の議長は理事長之に當る

第十七條 左に掲ぐる事項は總會に諮り理事長之を決す

一 定款の変更

二 收支豫算

三 第二十條の規定に依る賦課金の賦課徴収方法

第十八條 理事長は毎年通常總會に本會の事業の状況を報告し監事をして經理の状況を報告せしむ

第六章 經 理

第十九條 本會の事業年度は四月一日より翌年三月三十一日迄とす

第二十條 本會は會員に對し其の經費を賦課す
賦課金の賦課徴収に關しては理事長之を定む

第七章 解散及清算

第二十一條 本會は大藏大臣の命令に因りて解散す

第二十二條 清算人は裁判所の選任したる者之に當る

第八章 過 意 金

第二十三條 本會は定款に違反したる會員に對し五千圓以下の過意金を課することを得

第二十四條 本會は統制規程に違反したる會員に對し一萬圓以下の過意金を課することを得

附 則

本規定は大藏大臣の告示ありたる日より之を施行す

第二號 投資信託に關する業務に關する件

一 統制規程 (昭和十七年七月十七日)
(大藏省告示第四百二十二號)

第一號 有價證券の引受、募集取扱及賣買に關する件

第一條 理事長は會員に對し其の引受又は募集の取扱を爲すべき有價證券の種類、金額又は割合其の他有價證券に關する政府の計畫の實施に必要な事項を指示することあるべし

第二條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し有價證券の引受又は募集の取扱ふ時期、方法又は條件に關し必要な事項を指示することあるべし

理事長必要ありと認むるときは會員に對し前項の有價證券の賣捌の時期、方法又は條件に關し必要な事項を指示することあるべし

第三條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し有價證券の賣買の時期、方法又は條件に關し必要な事項を指示することあるべし

附 則

本規定は大藏大臣の告示ありたる日より之を施行す

第二號 投資信託に關する業務に關する件

三 役 員 氏 名

理事長	(日興證券株式会社取締役社長)	西村淳一郎
理事	(日興證券株式会社取締役社長)	福岡 憲由
同	(日本ビルパ証券株式会社取締役会長)	三輪小十郎
同	(山一證券株式会社取締役社長)	木下 茂
同	(小池證券株式会社取締役会長)	塚越丘二郎
同	(日興證券株式会社常務取締役)	大谷 正博
同	(大藏省銀行局普通銀行課長)	小栗 銀三
同	(全國金融統制會理事)	一萬田尙登
同	(川島屋證券株式会社取締役社長)	遠山 元一
同	(共同證券株式会社事務取締役)	岡田安之助
同	(小池證券株式会社取締役社長)	小池厚之助
同	(日本勸業證券株式会社取締役社長)	近藤 有會
同	(野村證券株式会社取締役社長)	飯田 清三
同	(日本銀行理事)	新木 榮吉
同	(日本興業銀行理事)	伊藤 謙二
同	(普通銀行統制會理事)	相田 岩夫

本規定は大藏大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

附 則

示することあるべし

第五條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し投資信託の受益證券の賣買の方法又は條件に關し必要な事項を指示することあるべし

第四條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し投資信託に於ける有價證券の選定又は其の賣買の時期、方法若は條件に關し必要な事項を指示することあるべし

第三條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し投資信託の契約の締結若は變更又は信託期間の延長若は短縮に關し必要な事項を指示することあるべし

第二條 會員は前條第一項の計畫及同條第二項の命令又は指示に依り其の投資信託に關する業務を行ふべし但し主務大臣より特別の指示ありたる時又は特別の事由あり場合に於て理事長の承認を受けたる時は此の限に在らず

第一條 會員は理事長の定むる所に依り一定期間毎に投資信託に關する業務に關する計畫を本會に提出すべし

理事長は前項の計畫の変更を命じ又は前項の計畫に付金融統制上必要な事項を指示することあるべし

市街地信用組合統制會

設立—昭和十七年五月十四日
 場所—東京都麹町區有樂町一丁目十一番地
 (産業組合中央會内)
 電話—丸ノ内(23)二五五二—二五五五

一定 款

第一章 總 則

第一條 本會は國民經濟の總力を最も有効に發揮せしむる爲
 市街地信用組合事業の機能の一體的發展を圖るに必要な
 指導統制を行ひ且市街地信用組合事業に關する國策の遂行
 に協力することを目的とす

第二條 本會は金融統制團體令に依りて設立し市街地信用組
 合統制會と稱す

第三條 本會は事務所を東京市に置く

第二章 會 員

第四條 本會は市街地信用組合を以て之を組織す

第五條 會員は本會の定むる統制規程に依るべきものとす

第六條 會員は本會又は全國金融統制會より其の事業に關す
 る資料の提出を求められたるときは遲滞なく之を提出すべ
 きものとす

第七條 會員は其の業務又は財産の狀況に付本會又は全國金
 融統制會の役員又は職員が行ふ検査を拒み、妨げ又は忌避
 することを不得ざるものとす

第三章 事業及其の執行

第八條 本會は第一條の目的を達する爲左の事業を行ふ

一 市街地信用組合の行ふ資金の吸收及運用に關する指導
 統制

二 市街地信用組合事業の整備の促進

三 市街地信用組合事業の機能の増進

四 市街地信用組合事業と産業との關係の緊密化の促進

五 市街地信用組合事業に關する調査及研究

六 前各號に掲ぐるものの外本會の目的を達するに必要な
 事業

第九條 本會が會員の事業に關し行ふ統制に付ては大藏大臣
 の認可を受けたる統制規程の定むる所に依るものとす

理事長統制規程を設定又は變更せんとするときは評議員に
 諮問すべきものとす

第十條 本會の事業の執行に關し必要な事項は理事長之を
 定む

第四章 役 員

第十一條 本會に理事長一人並に理事、監事及評議員各若干
 人を置く理事長必要あり、並むるときは副理事長一人を置
 くことを得

第十二條 理事長は本會を代表し市街地信用組合事業の指導
 統制其の他の會務を總理す

副理事長は理事長を輔佐し理事長事故あるときは其の職務
 を代理し理事長缺員のときは其の職務を行ふ

理事は理事長及副理事長を輔佐し會務を掌理し豫め理事長
 の定むる順位に依り理事長及副理事長共に事故あるときは
 理事長の職務を代理し理事長及副理事長共に缺員のときは
 理事長の職務を行ふ

監事は本會の經理の狀況を監査す

評議員は理事長の諮問に對し答申し又は理事長に對し意見
 を具申す

第十三條 理事長は市街地信用組合事業に關し經驗ある者及
 學識ある者の中より大藏大臣の命じたる者とす

副理事長、理事及評議員は市街地信用組合事業に關し經驗
 ある者及學識ある者の中より理事長大藏大臣及農林大臣の
 認可を受け之を命ず

監事は評議員之を選任す

監事の選任は評議員の過半数を以て之を爲す

第十四條 理事長、副理事長及理事の任期は三年、監事及評
 議員の任期は二年とす

第十五條 理事長、副理事長及理事は大藏大臣の認可を受く
 るに非ざれば他の職務又は商業に従事することを不得ざるも
 のとす但し日本銀行の職員たることを妨げざるものとす

第五章 會 議

第十六條 總會は通常總會及臨時總會とす

通常總會は毎年一回之を開催し臨時總會は理事長必要あり
 と認むるとき隨時之を開催す
 總會は理事長之を招集す

總會を招集するには會員に對し會日より少くとも二週間前に會議の目的たる事項、日時及場所を示し招集の通知を發するものとす

總會の議長は理事長之に當る

第十七條 左に掲ぐる事項は總會に諮り理事長之を決す

一 定款の變更

二 收支豫算

三 第二十條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法

第十八條 理事長は毎年通常總會に本會の事業の状況を報告し監事をして經理の状況を報告せしむ

第六章 經理

第十九條 本會の事業年度は四月一日より翌年三月三十一日迄とす

第二十條 本會は會員に對し其の經費を賦課す

賦課金の賦課徴收に關しては理事長之を定む

第七章 解散及清算

第二十一條 本會は大蔵大臣の命令に因りて解散す

第二十二條 清算人は裁判所の選任したる者之に當る

第八章 總 則

第二十三條 本會は定款に違反したる會員に對し五千圓以下の過怠金を課することを得

第二十四條 本會は統制規程に違反したる會員に對し一萬圓以下の過怠金を課することを得

二 統 制 規 程

(昭和十七年八月五日大蔵・農林大臣認可)
(昭和十七年八月四日制定)

第一號 資金の吸收及運用の計畫に關する件

第一條 會員は理事長の定むる所に依り一定期間毎に其の行ふ資金の吸收及運用に關する計畫を本會に提出すべし

理事長は前項の計畫の變更を命じ又は前項の計畫に付金繰統制上必要な事項を指示することあるべし

第二條 會員は前條第一項の計畫及同條第二項の命令又は指示に依り其の資金の運用を行ふべし但し主務官廳より特別の指示ありたる時又は特別の事由ある場合に於て理事長の承認を受けたるときは此の限に在らず

附 則

本規程は大蔵大臣及農林大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

第二號 資金の吸收及運用に關する件

第一條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し貯金利率

其の他の資金吸收の方法及條件等に關し必要な事項を指示することあるべし

第二條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し貸出利率

擔保物件其の他の貸出の方法及條件等に關し必要な事項を指示することあるべし

第三條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し其の行ふ

資金融通の制限に關し必要な事項を指示することあるべし

第四條 理事長は會員に對し其の取得すべき有價證券の種類、金額又は割合其の他有價證券に關する政府の計畫の實施に必要な事項を指示することあるべし

三 役 員 氏 名

本規程は大蔵大臣及農林大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

附 則

第六條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し其の行ふ預け金の方法による資金の運用に關し必要な事項を指示することあるべし

第五條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し有價證券の取得又は處分の時期、方法又は條件に關し必要な事項を指示することあるべし

類、金額又は割合其の他有價證券に關する政府の計畫の實施に必要な事項を指示することあるべし

理 事 長
理 事
同 同
同 同
監 事

(産業組合中央金庫副理事長) 元 尾 光 輝
(有限責任沼津市信用組合長理事) 森 田 豊 壽
(保證責任福岡縣信用組合聯合會會長理事) 石 井 徳 久 次
(産業組合中央金庫市街地信用組合課長) 窪 田 角 一
(有限責任秋田共益信用組合組合長理事) 今 泉 三 七
田 中 太 吉

六 前各號に掲ぐるものの外本會の目的を達するに必要な事業

本會は前項に掲ぐる事業の外臨時資金調整法に依る自治的資金調整に關する事業を行ふ

第九條 本會が會員の事業に關して行ふ統制に付ては農林大臣及大藏大臣の認可を受けたる統制規程の定むる所に依る統制規程の設定又は變更に付ては評議員に諮問すべきものとす

第十條 本會の事業の執行に關し必要な事項は理事長之を定む

第四章 役員

第十一條 本會に理事長一人並に理事、監事及評議員各若干人を置く

第十二條 理事長は本會を代表し組合金融事業の指導統制其他の會務を總理す

理事は理事長を輔佐し會務を掌理し豫め理事長の定むる順位に依り理事長事故あるときは理事長の職務を代理し理事長缺員のときは理事長の職務を行ふ
監事は本會の經理の狀況を監査す

評議員は理事長の諮問に對し答申し又は理事長に對し意見を具申す

第十三條 理事長は組合金融事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より農林大臣及大藏大臣の命じたる者とす

理事及評議員は組合金融事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長農林大臣及大藏大臣の認可を受け之を命ず

監事は評議員之を選任す

監事の選任は評議員の過半数を以て之を爲す

第十四條 理事長及理事の任期は三年、監事及評議員の任期は二年とす

理事長必要ありと認むるときは任期中と雖も農林大臣及大藏大臣の認可を受け理事を解任することを得

第五章 會議

第十五條 總會は通常總會及臨時總會とす

通常總會は毎年一回之を開催し臨時總會は理事長必要ありと認むるとき臨時之を開催す

總會は理事長之を招集す

總會を招集するには會員に對し會日より少くとも二週間前

に會議の目的たる事項、日時及場所を示し招集の通知を發するものとす

總會の議長は理事長之に當る

第十六條 左に掲ぐる事項は總會に諮り理事長之を決す

一 定款の變更

二 收支豫算

三 第二十條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法

第十七條 理事長は毎年通常總會に本會の事業の狀況を報告し監事をして經理の狀況を報告せしむ

第六章 經理

第十八條 本會の事業年度は四月一日より翌年三月三十一日迄とす

第十九條 本會の經費は賦課金、寄附金其他の収入を以て之を支辨す

第二十條 本會は會員に對し其の經費を賦課す

賦課金の賦課徴收に關しては理事長之を定む

第七章 解散及清算

第二十一條 本會は農林大臣及大藏大臣の命令に因りて解散す

第二十二條 清算人は裁判所の選任したる者之に當る

第八章 過意金

第二十三條 本會は定款に違反したる會員に對し五千圓以下の過意金を課することを得

第二十四條 本會は統制規程に違反したる會員に對し一萬圓以下の過意金を課することを得

一 統制規程

(昭和十七年七月三十一日認可) (昭和十七年八月一日農林大臣・省告示第十五號)

第一條 組合金融統制會統制規程を設定又は變更せんとするときは農林大臣及大藏大臣の命に依る場合の外豫め本會の承認を受くべし

第二條 産業組合中央金庫は理事長の定むる所に依り一定期間毎に其の行ふ資金の吸収及運用に關する計畫を本會に提出すべし

組合金融統制會は理事長の定むる所に依り一定期間毎に其の會員の行ふ資金の吸収及運用に關する綜合計畫を本會に提出すべし
理事長は前二項の計畫の變更を命じ又は前二項の計畫に付

金融統制上必要なる事項を指示することあるべし

第三條 産業組合中央金庫は前條第一項の計畫及同條第三項の命令又は指示に依り其の資金の運用を行ふべし但し農林大臣及大蔵大臣より特別の指示ありたるとき又は特別の事由ある場合に於て理事長の承認を受けたるときは此の限に在らず

組合金融統制團は團員に對し其の行ふ資金の運用に關し前條第二項の計畫及同條第三項の命令又は指示に基き必要なる指導統制を行ふべし但し主務官廳より特別の指示ありたるるとき又は特別の事由ある場合に於て理事長の承認を受けたるときは此の限に在らず

第四條 理事長必要ありと認むるときは産業組合中央金庫に對し預金利率其の他の資金吸收の方法及條件等に關し必要なる事項を指示することあるべし

理事長必要ありと認むるときは組合金融統制團に對し其の團員の貯金利率其の他の資金吸收の方法及條件等に關し必要なる事項を指示することあるべし

組合金融統制團前項の指示を受けたるときは之に基き遅滞なく團員に對し貯金利率其の他の資金吸收の方法及條件等

に關し必要なる事項を指示すべし

第五條 理事長必要ありと認むるときは産業組合中央金庫に對し貸出利率、擔保物件其の他の貸出の方法及條件等に關し必要なる事項を指示すべし

理事長必要ありと認むるときは組合金融統制團に對し其の團員の貸出利率、擔保物件其の他の貸出の方法及條件等に關し必要なる事項を指示することあるべし

組合金融統制團前項の指示を受けたるときは之に基き遅滞なく團員に對し貸出利率、擔保物件其の他の貸出の方法及條件等に關し必要なる事項を指示すべし

第六條 理事長必要ありと認むるときは産業組合中央金庫に對し其の行ふ資金融通の制限に關し必要なる事項を指示することあるべし

理事長必要ありと認むるときは組合金融統制團に對し其の團員の行ふ資金融通の制限に關し必要なる事項を指示することあるべし

組合金融統制團前項の指示を受けたるときは之に基き遅滞なく團員に對し其の行ふ資金融通の制限に關し必要なる事項を指示すべし

第七條 理事長必要ありと認むるときは産業組合中央金庫に對し他の金融事業を営む者と共同して資金の融通を行ふ場合の處理方法に關し必要なる事項を指示することあるべし

第八條 理事長必要ありと認むるときは組合金融統制團に對し其の團員の行ふ預け金の方法に依る資金の運用に關し必要なる事項を指示することあるべし

組合金融統制團前項の指示を受けたるときは之に基き遅滞なく團員に對し其の行ふ預け金の方法に依る資金の運用に關し必要なる事項を指示すべし

第九條 理事長は産業組合中央金庫に對し其の應募引受又は買入を爲すべき有價證券の種類、金額又は割合其の他有價證券に關する政府の計畫の實施に必要な事項を指示することあるべし

理事長は組合金融統制團に對し其の團員が買入を爲すべき有價證券の種類、金額又は割合其の他有價證券に關する政府の計畫の實施に必要な事項を指示することあるべし
組合金融統制團前項の指示を受けたるときは之に基き遅滞なく團員に對し其の買入を爲すべき有價證券の種類金額又は割合其の他必要なる事項を指示すべし

第十條 理事長必要ありと認むるときは産業組合中央金庫に對し有價證券の應募、引受又は買入の時期、方法又は條件に關し必要なる事項を指示することあるべし

理事長必要ありと認むるときは組合金融統制團に對し其の團員の行ふ有價證券の買入又は處分の時期、方法又は條件に關し必要なる事項を指示することあるべし

組合金融統制團前項の指示を受けたるときは之に基き遅滞なく團員に對し其の行ふ有價證券の買入又は處分の時期、方法又は條件に關し必要なる事項を指示すべし

第十一條 理事長必要ありと認むるときは産業組合中央金庫に對し業務上の手数料其の他之に準ずるものに關し必要なる事項を指示することあるべし

第十二條 理事長必要ありと認むるときは産業組合中央金庫に對し其の行ふ金融事業に關する事項を調査する爲必要なる資料の提出を命ずることあるべし

理事長必要ありと認むるときは組合金融統制團に對し其の團員の行ふ金融事業に關する事項を調査する爲必要なる資料の提出を命ずることあるべし
組合金融統制團前項の命を受けたるときは之に基き遅滞な

組合金融統制會

く團員に對し資料の提出を命ずべし

附則

本規程は農林大臣及大藏大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

三役員氏名

理事長	(産業組合中央金庫理事長)	荷見 安
理事	(産業組合中央金庫副理事長)	元尾 光輝
同	(産業組合中央會々頭)	千石興太郎
同	(福島縣組合金融統制團理事長)	助川啓四郎
同	(千葉縣組合金融統制團理事長)	川名 傳
同	(愛知縣組合金融統制團理事長)	青樹 堯然
同	(滋賀縣組合金融統制團理事長)	猪飼 清六
同	(岡山縣組合金融統制團理事長)	守屋松之助
同	(福岡縣組合金融統制團理事長)	石井徳久次
同	(産業組合中央金庫理事)	木下啓一郎
同	(前農林省産業組合事務官)	伴 四郎
同	(産業組合中央金庫理事)	杉浦 耕作
同	(京都府組合金融統制團理事長)	眞下 徳藏

評議員

同	(高知縣組合金融統制團理事長)	伊野部重明
同	(農林省總務局長)	重政 誠之
同	(農林省農政局長)	石井英之助
同	(大藏省庶民金融課長)	阪田 泰二
同	(全國金融統制會理事)	岸・喜二雄
同	(北海道組合金融統制團理事長)	黒澤 西藏
同	(宮城縣組合金融統制團理事長)	大沼 千吉
同	(埼玉縣組合金融統制團理事長)	石坂 養平
同	(富山縣組合金融統制團理事長)	島田七郎衛門
同	(靜岡縣組合金融統制團理事長)	森和 豊壽
同	(三重縣組合金融統制團理事長)	馬岡 次郎
同	(兵庫縣組合金融統制團理事長)	梅田茂衛門
同	(島根縣組合金融統制團理事長)	曾木 重貴
同	(産業組合中央會副會頭)	和田 正彦
同	(保證責任全國購買販賣組合聯合會々長)	越知太兵衛
同	(帝國農會副會長)	片野 重脩
同		小平 權一
同		東畑 精一

損害保險統制會

設立—昭和十七年十月十五日

所在地—東京都麹町區丸ノ内一丁目六番地

電話—丸ノ内(23)五〇五六・六二六六

一定款

第一章 總則

第一條 本會は國民經濟の總力を最も有効に發揮せしむる爲損害保險事業の機能の一體的發揮を圖るに必要なる指導統制を行ひ且損害保險事業に關する國策の遂行に協力することを目的とす

第二條 本會は金融統制團體令に依りて設立し損害保險統制會と稱す

第三條 本會は事務所を東京都に置く

第二章 會員

第四條 本會は損害保險會社にして大藏大臣の指定したるものを以て之を組織す

損害保險統制會

第五條 會員は本會の定むる統制規程に依るべきものとす
第六條 會員は本會又は全國金融統制會より其の事業に關する資料の提出を求められたるときは遅滞なく之を提出すべきものとす
第七條 會員は其の業務又は財産の狀況に付本會又は全國金融統制會の行ふ検査を拒み、妨げ又は忌避することを得ざるものとす

第三章 事業及其の執行

第八條 本會は第一條の目的を達する爲左の事業を行ふ
一 保險契約の募集及締結に關する業務の指導統制
二 保險約款、保險料率及保險契約條件に關する事項の指導統制
三 損害保險會社の行ふ資金の運用に關する指導統制
四 損害保險事業の整備の促進
五 損害保險事業の機能の増進
六 再保險の分配並に共同計算に關する指導統制
七 損害査定に關する指導統制
八 損害保險事業と産業との關係の緊密化の促進
九 損害保險事業に關する調査及研究

十 前各號に掲ぐるものの外本會の目的を達するに必要な事業

第九條 本會が會員の事業に關し行ふ統制に付ては大藏大臣の認可を受けたる統制規程の定むる所に依るものとす
理事長統制規程を設定又は變更せんとするときは評議員に諮問すべきものとす

第十條 本會の事業の執行に關し必要な事項は理事長之を定む

第四章 役員

第十一條 本會に理事長一人並に理事、監事及評議員各若干人を置く

第十二條 理事長は本會を代表し損害保険事業の指導統制其の他の會務を總理す

理事は理事長を輔佐し會務を掌理し豫め理事長の定むる順位に依り理事事故あるときは理事長の職務を代理し理事長缺員のときは理事長の職務を行ふ

監事は本會の經理の状況を監査す

評議員は理事長の諮問に對し答申し又は理事長に對し意見を具申す

第十三條 理事長は大藏大臣の命じたる銓衡委員の推薦したる者の中より大藏大臣の命じたるものとす

理事及評議員は損害保険事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長大藏大臣の認可を受け之を命ず

監事は評議員之を選任す

監事の選任は評議員の過半数を以て之を爲す

第十四條 理事長及理事の任期は三年、監事及評議員の任期は二年とす

理事長必要ありと認むるときは任期中と雖も大藏大臣の認可を受け理事を解任することを得

第十五條 理事長及理事は大藏大臣の認可を受くるに非ざれば他の職務又は商業に従事することを得ざるものとす、但し日本銀行の職員たることを妨げざるものとす

第五章 會 議

第十六條 總會は通常總會及臨時總會とす

通常總會は毎年一回之を開催し臨時總會は理事長必要ありと認むるとき臨時之を開催す

總會は理事長之を招集す

總會を招集するには會員に對し會日より少くとも二週間前

に會議の目的たる事項、日時及場所を示し招集の通知を發するものとす

總會の議長は理事長之に當る

第十七條 左に掲ぐる事項は總會に諮り理事長之を決す

一 定款の變更

二 收支豫算

三 第二十條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法

第十八條 理事長は毎年通常總會に本會の事業の状況を報告し監事をして經理の状況を報告せしむ

第六章 經 理

第十九條 本會の事業年度は四月一日より翌年三月三十一日迄とす

第二十條 本會は會員に對し其の經費を賦課す賦課金の賦課徴收に關しては理事長之を定む

第七章 解散及清算

第二十一條 本會は大藏大臣の命令に因りて解散す

第二十二條 清算人は裁判所の選任したる者之に當る

第八章 過 剰 金

第二十三條 本會は定款に違反したる會員に對し五千圓以下

の過剰金を課することを得

第二十四條 本會は統制規程に違反したる會員に對し一萬圓以下の過剰金を課することを得

一 統制規程 (昭和十七年十一月三十日 大藏省告示第六百四十四號)

第一號 資金の吸收及運用の計畫に關する件

第一條 會員は理事長の定むる所に依り一定期間毎に其の行ふ資金の吸收及運用に關する計畫を本會に提出すべし

理事長は前項の計畫の變更を命じ又は前項の計畫に付金融統制上必要な事項を指示することあるべし

第二條 會員は前條第一項の計畫及同條第二項の命令又は指示に依り其の資金の運用を行ふべし但し主務大臣より特別の指示ありたるとき又は特別の事由ある場合に於て理事長の承認を受けたるときは此の限に在らず

附 則

本規程は大藏大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

第二號 有價證券の應募、引受又は買入等に関する件

第一條 理事長は會員に對し其の應募、引受又は買入を爲すべき有價證券の種類、金額又は割合其の他有價證券に關す

る政府の計畫の實施に必要な事項を指示することあるべし

第二條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し有價證券の應募又は引受の時期、方法又は條件に關し必要な事項を指示することあるべし

第三條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し有價證券の賣買の時期、方法又は條件に關し必要な事項を指示することあるべし

附 則

本規程は大藏大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

第三號 資金の融通に關する件

第一條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し他の金融事業を営む者と共同して資金の融通を行ふ場合の處理方法に關し必要な事項を指示することあるべし

第二條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し其の行ふ資金融通の制限に關し必要な事項を指示することあるべし

第三條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し貸出利率擔保物件其の他貸出の方法及條件等に關し必要な事項を

指示することあるべし

附 則

本規程は大藏大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

第四號 保險契約の募集及締結に關する件

第一條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し不正行爲ありたる保險外務員の使用禁止、保險外務員の移動若は引拔の防止又は不當競争の防止若は取締の勵行に關し必要な事項を指示することあるべし

第二條 理事長必要ありと認むるときは主務大臣の承認を受け會員に對し保險外務員の給與、諸手當に關する事項又は之に關聯ある事項に付必要な事項を指示することあるべし

第三條 理事長必要ありと認むるときは主務大臣の承認を受け會員に對し代理店の資格、數、給與、諸手数料又は之に關聯ある事項に付必要な事項を指示することあるべし

第四條 理事長必要ありと認むるときは募集用文書其の他宣傳廣告等の方法に關する事項に付必要な事項を指示することあるべし

附 則

本規程は大藏大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

第五號 保險約款、保險料率等に關する件

第一條 理事長必要ありと認むるときは主務大臣の承認を受け會員に對し保險約款、保險料率、保險契約條件、責任準備金の計算方法に關する事項又は之に關聯ある事項に付必要な事項を指示することあるべし但し輕易なる事項又は急を要する事項に付ては主務大臣の承認を受くることを要せざるものとす此の場合に於ては理事長は遲滯なく其の要旨を主務大臣に報告すべし

第二條 會員保險約款、保險料率、保險契約條件、責任準備金の計算方法に關する事項又は之に關聯ある事項に付主務大臣に認可を申請したるときは遲滯なく其の副本を本會に提出すべし

前項の申請に對し主務大臣の認可ありたるときは會員は遲滯なく其の旨を本會に報告すべし

附 則

本規程は大藏大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

第六號 再保險の分配並に共同計算に關する件

理事長必要ありと認むるときは主務大臣の承認を受け會員に

對し再保險の分配、共同計算又は之に關聯ある事項に付必要な事項を指示することあるべし但し輕易なる事項又は急を要する事項に付ては主務大臣の承認を受くることを要せざるものとす此の場合に於ては理事長は遲滯なく其の要旨を主務大臣に報告すべし

附 則

本規程は大藏大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

第七號 損害査定に關する件

理事長必要ありと認むるときは會員に對し損害の査定及委付物、燒殘物等の處分又は之に關聯ある事項に付必要な事項を指示することあるべし

附 則

本規程は大藏大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

第八號 事業の機能の増進に關する件

第一條 理事長必要ありと認むるときは主務大臣の承認を受け會員に對し事業費の支出に關し必要な事項を指示することあるべし

第二條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し保險契約の紛争の處理調停に關する事項に關し必要な事項を指示

することあるべし

第三條 理事長必要ありと認むるときは會員に對し災害防止並に損害軽減の施設に關する事項其の他會員の行ふ附帶事業に關し必要なる事項を指示することあるべし

附 則

本規程は大藏大臣の認可の告示ありたる日より之を施行す

三、役員氏名

理事長	長谷川公一	同	岡田才一
理事	加瀬谷英彦	同	飯沼剛一
同	鈴木祥枝	同	新庄清一
同	林季彦	同	
同	柴田丈夫	同	

附 録

附 録 目 次

一 産業設備管團・・・・・・・・・・・・・ 一〇六八

二 交 易 管 團・・・・・・・・・・・・・ 一〇七〇

三 重要産業協議會・・・・・・・・・・・・・ 一〇七二

産 業 設 備 管 團

設 立—昭和十六年十二月二十六日
 所在地—東京都橋區銀座六丁目一番地(松
 坂屋内)
 電 話—銀座(57) 八三二二—六二八五三

一 定 款

第一章 總 則

第一條 本管團は産業設備管團法に依りて設立し産業設備管團と稱す

第二條 本管團は戦時(戦争に準ずべき事變の場合を含む)に際し軍需産業、生産擴充計畫産業其の他の國家緊要産業の設備にして事業者に於て建設又は維持すること著しく困難なるものを施設し及逓信大臣の指定したる規格に依る船舶を建造し竝に産業設備(之に充つべき機械及器具を含む)にして未完成又は遊休の状態に在るもの(以下未動遊休設備と稱す)の活用を圖ることを目的とす

附 録 (産業設備管團)

第三條 本管團の主たる事務所は之を東京都に置く
 本管團の従たる事務所は商工大臣及逓信大臣の認可を受け
 必要の地に之を置くことを得
 本管團は業務の都合に依り便宜の地に出張所を置くことを得

第四條 本管團の公告は官報に掲載して之を爲す

第二章 資 本 金

第五條 本管團の資本金は二億圓とす

第六條 政府は二億圓を本管團に出資するものとす
 前項の出資は國債證券を以て之を爲すことを得るものとす

第三章 役 員

第七條 本管團に總裁副總裁各一人、理事五人以上及監事二人以上を置く

第八條 總裁は本管團を代表し其の業務を總理す
 副總裁は總裁の定むる所に依り本管團を代表し總裁を輔佐して本管團の業務を掌理す
 副總裁は總裁事故あるときは其の職務を代理し總裁缺員のときは其の職務を行ふ
 理事は總裁の定むる所に依り本管團を代表し總裁及副總裁

を輔佐して本管團の業務を掌理す
理事は總裁の豫め定むる順位に依り總裁及副總裁共に事故
あるときは其の職務を代理し總裁及副總裁共に缺員のとき
は其の職務を行ふ

監事は本管團の業務を監査す

第九條 總裁、副總裁、理事及監事は政府之を命ずるものとす

總裁、副總裁及理事の任期は四年、監事の任期は二年とす

第十條 總裁、副總裁、理事及監事の報酬及手當の額は商工
大臣及逓信大臣の認可を受け總裁之を定む

第十一條 總裁、副總裁及理事は従たる事務所の業務に關し
必要と認むるときは一切の裁判上又は裁判外の行爲を爲す
權限を有する代理人(支配人)を選任することを得

第十二條 總裁、副總裁及理事は他の職事に従事することを
得ず但し商工大臣及逓信大臣の認可を受けたるときは此の
限に在らず

第十三條 本管團に評議員五十人以内を置き商工大臣及逓信
大臣之を命ずるものとす

評議員は名譽職とし其の任期は二年とす

評議員は業務經營に關する重要な事項に付總裁の諮問に
關し必要あるときは之に對し意見を述べることを得
左の事項は之を評議員に諮問するものとす

一 定款の変更

二 業務の方法の設定及其の重要な変更

三 事業計畫の設定及其の重要な変更

四 産業設備債券の發行及償還に關する事項

五 剩餘金の處分

六 其の他本管團の業務經營に關する重要な事項にして
總裁に於て必要と認めたる事項

第十四條 本管團に顧問を置くことを得

顧問は商工大臣及逓信大臣の認可を受け總裁之を委嘱す
顧問は業務經營に關する特に重要な事項に付總裁の諮問
に關す

第四章 業務及其の執行

第十五條 本管團は左の業務を行ふ

一 國家緊要産業の設備にして事業者に於て建設又は維持
すること著しく困難なるものの建設又は買受

二 前號の規定に依り取得したる設備の貸付、出資及買渡

三 逓信大臣の指定したる規格に依る船舶、船舶用機關及
艦裝品の製造の注文

四 前號の規定に依り注文したる船舶、船舶用機關及艦裝
品(製造中の船舶、船舶用機關及艦裝品を含む)の賣渡

五 未動遊休設備の賣買及保有

六 未動遊休設備の活用に關する斡旋

七 前各號の業務に附帶する事業

本管團は前項に掲ぐる業務の外特別の事情に依り必要ある
場合に於ては前項第三號の規定に依り注文したる船舶を保
有し之を貸付くることを得るものとす

本管團は商工大臣又は逓信大臣の認可を受け前二項に掲ぐ
る業務以外の業務を行ふことを得るものとす

第十六條 本管團は業務開始の際業務の方法を定め商工大臣
又は逓信大臣の認可を受くるものとす之を変更せんとする
とき亦同じ

第十七條 本管團は毎事業年度の初に於て事業計畫を定め商
工大臣又は逓信大臣の認可を受くるものとす之を変更せん
とするとき亦同じ

第十八條 業務の執行に關する諸規程は總裁之を定む

第十九條 本管團は拂込資本金額の十倍を限り商工大臣及逓
信大臣の認可を受け産業設備債券を發行することを得

第二十條 産業設備債券は額面金額五十圓以上とし無記名利
札附とす但し應募者又は所有者の請求に依り記名と爲すこ
とを得

産業設備債券は割引の方法を以て之を發行することを得

第二十一條 本管團は産業設備債券借換の爲一時第十九條の
制限に依らず産業設備債券を發行することを得
前項の規定に依り産業設備債券を發行したるときは發行後
一月以内に其の發行頭面金額に相當する舊産業設備債券を
償還するものとす

第二十二條 産業設備債券は賣出の方法を以て之を發行する
ことを得

第二十三條 産業設備債券の償還期限は其の發行後二十五年
以内とす

第二十四條 無記名産業設備債券を償還する場合に於て欠缺
せる利札あるときは之に相當する金額を償還額より控除す
但し既に支拂期の到來したる利札に付ては此の限に在らず

前項の利札の所持人の請求ありたるときは之と引換に控除金額の支拂を爲すものとす

第二十五條 産業設備債券の買入銷却を爲す場合に於ては其の買入價格は券面額と買入當日迄の経過利子額との合計額を越ゆることを得ず

第二十六條 賣出の方法に依る産業設備債券の發行又は産業設備債券の償還に關し必要なる事項は豫め之を公告す

第二十七條 無記名産業設備債券を記名と爲し又は記名産業設備債券を無記名と爲さんとするときは其の請求書に債券を添へ本營團に提出することを要す

無記名産業設備債券を記名と爲すべき請求ありたるときは本營團は之に記名紙を貼附し其の手續を了したる上總裁印して請求者に之を還付す

記名産業設備債券を無記名と爲すべき請求ありたるときは本營團は之と引換に同一番號の無記名の新債券を交付す

第二十八條 記名産業設備債券の名義書換を爲さんとするときは譲渡人及讓受人雙方の署名又は記名捺印したる請求書に債券を添へ本營團に提出することを要す
相續、遺贈、賣買等に因り記名産業設備債券を取得したる

場合に於て前項の規定に依ること能はざるときは其の取得を證する書面を添へ名義書換を本營團に請求することを要す

前條第二項の規定は前二項の名義書換に之を準用す

第二十九條 無記名産業設備債券又は其の利札を滅失若し紛失したる場合又は之を盜取せられたる場合に於ては公示催告手續に依り除權判決を受けたる後に非ざれば其の代債券又は代利札を交付せず

第三十條 記名産業設備債券災害に因り滅失したるときは所有者は其の事由券面金額及番號を詳記し二人以上の保證人を立て本營團に届出で代債券の交付を請求することを得
前項の請求ありたるときは本營團は其の證據明かなる場合に限り代債券を交付す其の證據明かならざる場合に於ては紛失の例に依る

第三十一條 記名産業設備債券を紛失したるとき又は之を盜取せられたるときは所有者は其の事由、券面金額及番號を詳記し本營團に届出で代債券の交付を請求することを得
前項の請求ありたるときは本營團は請求者の費用を以て其の旨を公告し一月以内に其の債券を發見したる旨の届出な

きときは二人以上の保證人を立てしめ代債券を交付す

第三十二條 記名産業設備債券の滅失、紛失又は盜取の届出に關し異議の申立を爲す者あるときは本營團は管轄裁判所の判決確定の後に非ざれば代債券を交付せず

第三十三條 産業設備債券を汚染又は毀損したるときは所有者は其の事由を詳記し其の債券を添へ本營團に提出し代債券の交付を請求することを得

前項の請求ありたるときは本營團は其の債券を審査し眞正なりと認むるものに限り代債券を交付す其の眞正なることを鑑別し難きものに付ては紛失の例に依る

第三十四條 記名産業設備債券を無記名に若し無記名産業設備債券を記名に書換を爲す場合又は産業設備債券若し其の利札を滅失、紛失若し毀損したる等の爲代債券又は代利札を交付する場合に於ては請求者より一通に付三十錢の手續料を徴收す

記名産業設備債券の名義書換を爲す場合に於ては請求者より債券一通に付十五錢の手續料を徴收す

第三十五條 償還、買入銷却又は交換に因り本營團に回收したる産業設備債券は其の要部に付消印を捺し又は打拔を施

し時効期間内之を保管す

第三十六條 産業設備債券又は其の利札に付消滅時効の完成せんとするものあるときは本營團は時効期間満了の時より少くとも一月以前に其の旨を公告し且知れたる債權者には各別に之を通知す

第三十七條 産業設備債券又は其の利札に付消滅時効の完成したるものあるときは本營團は産業設備債券原簿に時効免責の記入を爲し其の産業設備債券又は利札の種類、記號、番號、枚數及金額を公告す

第六章 會計

第三十八條 本營團の事業年度は毎年四月より翌年三月迄とす

第三十九條 剩餘金の處分は商工大臣及逓信大臣の認可を受けて之を行ふ

第四十條 本營團は左の方法に依るの外業務上の餘裕金を運用することを得ず
一 國債、地方債又は商工大臣及逓信大臣の認可を受けたる有價證券の取得を爲すこと

二 大藏省預金節者は銀行への預金又は郵便貯金と爲すこと

第四十一條 總計は設立の時及毎事業年度の初に於て財産目録、貸借対照表及損益計算書を作成し定款と共に之を各事務所に備置くものとす

第七章 定款の変更

第四十二條 本定款を変更せんとするときは商工大臣及逓信大臣の認可を受くるものとす

附 則

第四十三條 本管團の負擔に歸すべき設立費用は五萬圓を限度とす

二 役 員

總裁	廣瀬久忠
副總裁	金子喜代太
理事	溝口新平
同	鈴木享
同	山根眞一
同	山路鎮夫
同	高須三二郎
同	田島房太郎
同	長崎榮十郎

監事(常任)	安達祥三	同	小畑源之助
同	藤山愛一郎	同	石田禮助
同	寺井久信	同	郷古潔
顧問	伍堂卓雄	同	下出義雄
同	安川第五郎	同	斯波孝四郎
同	三村起一	同	篠塚義男
同	河合良成	同	井坂孝
同	大谷登	同	片岡安
同	小林宗之助	同	
同	青木鐵太郎	同	

交 易 管 團

設立—昭和十八年六月八日
所在地—東京都京橋區銀座四丁目一番地(銀座三越階上)
電話—京橋(56)六二八一—六二八九

一 定 款

第一章 總 則

第一條 本管團は交易管團法に依り設立し交易管團と稱す

第二條 本管團は戦時に際し國家經濟總力の増強を圖る爲交易の統制運営を爲すと共に重要物資の貯蔵を確保及増強し並に貯蔵重要物資の利用を有效且適切ならしむることを目的とす

第三條 本管團の資本金は三億圓とす但し政府の認可を受け之を増加することを得

第四條 本管團の資本金の内二億五千萬圓は政府之を出資するものとす

第五條 政府の出資は國債證券を以て之を爲すことを得

第六條 本管團は主たる事務所を東京都に、從たる事務所を札幌市、横濱市、名古屋、大阪市、神戸市、廣島市及福岡市に置く

第七條 本管團の公告は官報に掲載して之を爲す

第八條 本管團の資本金は之を三百萬圓に分ち一口の出資金

第九條 本管團の出資に對し出資證券を發行す

第十條 本管團の出資證券は記名式とし一口券、五十口券、十口券、五十口券、百口券、千口券、一萬口券及十萬口券の八種とす

第十一條 本管團の出資者は左の各號の一に該當する者たることを要す

第十二條 本管團の出資者は左の各號の一に該當する者たることを要す

第十三條 本管團の出資者は左の各號の一に該當する者たることを要す

第十四條 本管團の出資者は左の各號の一に該當する者たることを要す

第十五條 本管團の出資者は左の各號の一に該當する者たることを要す

第十六條 本管團の出資者は左の各號の一に該當する者たることを要す

第十七條 本管團の出資者は左の各號の一に該當する者たることを要す

第十八條 本管團の出資者は左の各號の一に該當する者たることを要す

き旨及譲渡さざるときは其の出資証券を本管團に提出すべき旨の催告を爲すものとす

前項の規定に依り出資証券の提出ありたるときは本管團は其の持分を賣却す

出資者第二項の期間内に其の持分を譲渡さず且出資証券を提出せざりし場合に於ては本管團は其の出資証券の無効を公告したる上新出資証券を發行し之に依りて其の持分を賣却す

第三項又は前項の規定に依る持分の賣得金は遅滞なく之を従前の出資者に交付す但し賣却及公告に要したる費用は之を控除す

第十條 本管團の出資者の責任は其の出資額を限度とす

出資者は本管團に拂込むべき出資額に付相殺を以て本管團に對抗することを得ず

第十一條 第一回の出資金拂込は一口に付政府の出資に在りては七十三圓七十二錢二十三分の十九、其の他の出資に在りては五十圓とす

第二回以後の出資金拂込は事業の必要に應じ商工大臣の認可を受け總額其の金額及期日を定め少くとも二週間前に各

出資者に之が通知を發するものとす

政府の引受けたる出資の出資金拂込は其の他の出資の出資金拂込と之を異にすることを得

第十二條 出資者出資金の拂込を怠りたるときは其の滞納金額に對し拂込期日の翌日より拂込の當日迄百圓に付一日四錢の割合を以て違約金を支拂ふものとす

第十三條 出資者は本管團の承認を受くるに非ざれば其の持分を譲渡し又は質權の目的と爲すことを得ず

第十四條 持分の譲渡に依り出資証券の各義書換を爲さんとするときは本管團所定の書式に依り當事者雙方の記名捺印せる名義書換請求書を作成し出資証券及本管團に於て必要と認むる證據書類を添へ之を本管團に提出すべし

相續、合併其の他譲渡以外の事由に因り出資証券の名義書換を爲さんとするときは名義書換請求書に出資証券及持分

取得の原因を證すべき書類を添へ之を本管團に提出すべし
第十五條 出資証券の種類を變更せんとすときは本管團所定の書式に依り作成したる出資証券引換請求書に出資証券を添へ之を本管團に提出すべし

出資証券を喪失したる爲新出資証券の交付を受けんとする

ときは本管團所定の書式に依り作成したる新出資証券交付請求書に其の事由を詳記し本管團に於て適當と認むる保證人二人以上の記名捺印を得て之を本管團に提出すべし

前項の場合に於ては本管團は請求者の費用を以て直に其の旨を公告し三十日を経過するも異議を申立つる者なきときに限り新出資証券を交付するものとす

出資証券を汚損し又は毀損したる爲新出資証券の交付を受けんとすときは本管團所定の書式に依り作成したる新出資証券交付請求書に其の事由を詳記し出資証券を添へ之を本管團に提出すべし此の場合に於て本管團其の眞偽を鑑別し難きときは出資証券喪失の例に依るものとす

第十六條 質權の登録又は其の抹消を爲さんとすときは本管團所定の書式に依り當事者雙方の記名捺印せる質權登録請求書又は質權登録抹消請求書を作成し出資証券及本管團に於て必要と認むる證據書類を添へ之を本管團に提出すべし但し相續其の他之に準すべき事由に因る質權の登録の場合に在りては質權登録請求書は取得者のみの記名捺印を以て足るものとす

第十七條 出資証券の名義書換又は質權の登録若は其の抹消

の手續料は出資証券一通に付二十錢とし出資証券の引換其の他新出資証券の交付の手續料は新出資証券一通に付五十錢とす

第十八條 本管團必要ありと認むるときは豫め公告の上一定の期間内持分の譲渡に因る出資証券の名義書換並に質權の登録及其抹消を停止することを得

第十九條 出資者又は其の法定代理人は持分取得の時、質權者又は其の法定代理人は質權登録の時其の氏名、住所及印鑑を本管團に届出づべし其の變更ありたるとき亦同じ

出資者、出資者原簿に記載せられたる質權者又は其の法定代理人にして帝國內に住所又は居所を有せざるものは帝國內に假住所を設け又は帝國內に住所若は居所を有する代理人を定め之を本管團に届出づべし其の變更ありたるとき亦同じ

第一項の規定は前項の代理人に之を準用す

第二十條 會社其の他の法人は持分取得の時又は質權登録の時代表者を定め其の氏名及印鑑を本管團に届出づべし其の變更ありたるとき亦同じ

第二十一條 出資者の持分數人の共有に屬するときは共有者

は出資者の権利を行使すべき者一人を定め之を本営團に届出づべし
出項の届出なきときは共有者に對する本営團の通知又は催告は其の一人に對して之を爲すを以て足る
共有者は本営團に對し連帶して出資金の拂込を爲す義務を負ふ

第三章 役 員

第二十二條 本営團に總裁一人、副總裁二人、理事五人以上、監事三人以上及評議員若干人を置く

第二十三條 總裁は本営團を代表し其の業務を總理す

副總裁は總裁の定むる所に依り本営團を代表し總裁を輔佐して本営團の業務を掌理し總裁事故あるときは其の職務を代理し總裁缺員のときは其の職務を行ふ

理事は總裁の定むる所に依り本営團を代表し總裁及副總裁を輔佐して本営團の業務を掌理し總裁の豫め定むる順位に依り總裁及副總裁共に事故あるときは其の職務を代理し總裁及副總裁共に缺員のときは其の職務を行ふ

監事は本営團の業務を監査す

評議員は本営團の業務に關する重要事項に付總裁の諮問に

應じ又は總裁に對し意見を述ぶることを得

總裁は商工大臣の定むる事項に付ては評議員に諮問することを要す

第二十四條 總裁、副總裁、理事、監事及評議員は商工大臣之を命ず

總裁、副總裁及理事の任期は三年、監事及評議員の任期は二年とす

第二十五條 總裁、副總裁、理事及監事の報酬及手當の額は商工大臣の認可を受け總裁之を定む評議員は名譽職とす

第二十六條 總裁、副總裁及理事は他の職業に従事することを得ず

但し商工大臣の認可を受けたるときは此の限に在らず

第二十七條 本営團に顧問を置くことを得

顧問は商工大臣の認可を受け總裁之を委嘱す

顧問は業務に關し特に重要な事項に付總裁の諮問に應ず

第二十八條 本営團に參與を置くことを得

參與は學識經驗ある者の中より商工大臣の認可を受け總裁之を委嘱す

參與は業務經營に關する専門事項に付總裁の諮問に應ず

第四章 業務及其の執行

第二十九條 本営團は左の業務を行ふ

一 物資の輸出及輸入並に之に伴ふ當該物資の買入及賣渡

二 重要物資の保有、買入及賣渡

三 前二號の業務に附帶する業務

本営團は商工大臣の認可を受け前項の業務の外本営團の目的達成上必要な業務を行ふことを得

本営團は第一項第一號及第二號の業務に付ては政府の定むる計畫に依りて之を行ふものとす

第三十條 本営團は業務の方法及業務の執行に關する規程を定め商工大臣の認可を受くるものとす之を變更せんとするときは亦同じ

第五章 會 計

第三十一條 本営團の事業年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日迄とす

第三十二條 本営團は設立の時及毎事業年度の初に於て財産目錄、貸借對照表及損益計算書を作成し定款と共に之を各事務所に備置くものとす

第三十三條 本営團借入金を爲さんとするときは商工大臣の

認可を受くるものとす

第三十四條 本営團剩餘金の處分を爲さんとするときは商工大臣の認可を受くるものとす

第三十五條 本営團は商工大臣の定むる所に依り剩餘金中より準備金の積立を爲すものとす

第三十六條 本営團の毎事業年度に於ける配當し得べき剩餘金額が政府以外の出資者の拂込出資金額に對し年百分の四の割合に達せざるときは政府より之に達せしむべき金額の補給を受くるものとす但し其の額は政府以外の出資者の拂込出資金額に對し年百分の四の割合に相當する額及第二十九條第一項第二號の業務の爲借入れたる借入金の利息にして當該事業年度に於て支拂ひたる額の合計額を越ゆることを得ざるものとす

毎事業年度に於ける配當し得べき剩餘金額が政府以外の出資者の拂込出資金額に對し年百分の四の割合を超過するときは其の超過額は先づ之を前項の規定に依る補給金の償還に充つるものとす

前條の準備金中損失の填補又は配當準備の爲積立てたる金額は後事業年度に於ける第一項の規定に依る補給金の計算

に付ては之を配當し得べき剩餘金と看做す

第三十七條 本營團は毎事業年度に於ける配當し得べき剩餘金額(前條第二項の規定に依り償還に充つべき金額あるときは之を控除したる殘額とす以下同じ)が政府以外の出資者の拂込出資金額に對し年百分の四の割合を超過せざるときは政府の出資に對し剩餘金の配當を爲さざるものとす
本營團は毎事業年度に於ける配當し得べき剩餘金額が拂込出資金額に對し年百分の四の割合に達せざる場合に於て政府以外の出資者の拂込出資金額に對し年百分の四の割合を超過するときは其の超過金額を政府に配當するものとす
第三十八條 出資者に對する配當金は事業年度末日現在の出資者原簿に記載せられたる出資者又は買權者に之を支拂ふものとす
配當金支拂の期日及場所は總裁之を定め前項の出資者又は買權者に通知するものとす
第三十九條 出資者に對する配當金は其の支拂開始の日より起算し三年以内に支拂の請求なきときは之を本營團の所得とす

第六章 定款の変更

第四十條 本定款を変更せんとするときは商工大臣の認可を受くるものとす
附 則
第四十一條 本營團の負擔に歸すべき設立費用は五萬圓を限度とす
前項の金額中政府の立替に係るものは之を政府に返納するものとす
第四十二條 重要物資管理營團の出資に引當つべき出資の口數は二十萬口とし其の拂込金額は一口に付九十六圓九十錢とす
二 役 員
總 裁 石田禮助
副總裁 有馬長太郎
理 事 井出欽彌 伊藤英三郎
加藤徳善 吉武徳三
谷口精一 永野重雄
村上俊雄 野田雅亮
山崎進之助 瀧田康三

重要産業協議會

- | | | |
|-----|-------|------|
| 同 | 藤田平逸 | 齋藤吉臣 |
| 同 | 齋藤辰之助 | 三浦義秋 |
| 同 | 宮崎彦一郎 | 森村武夫 |
| 同 | 關進一郎 | 杉村廣藏 |
| 監 事 | 釘澤一夫 | 吉原隆次 |
| 同 | 阿部重兵衛 | |

設 立—昭和十五年八月
所在地—東京都麹町區丸ノ内一ノ二、日本工業俱樂部ビル

電 話—丸ノ内(23)三六三二—三、六五四
五、六四一六、一八六三、六九四九
六五四二

一、定 款

第一章 總 則

第一條 本會は重要産業部門相互間の緊密なる提携を圖り、政府(重要産業協議會)

府との密接なる聯繫の下に、現實に即せる産業政策の樹立並に其の圓滑なる遂行に協力し、以て我が國産業界の健全なる進歩發達を圖るを目的とす
第二條 本會は「重要産業協議會」(略稱「重産協」)と稱す
第三條 本會の事務所は東京都に之を置く
會長必要ありと認むるときは適當なる地に支部を設くることを得

第二章 構 成 員

第四條 本會は「重要産業團體令」に依る統制會及び重要産業部門に於ける統制機關を以て之を組織す
第五條 本會に加盟せんとするものは加盟申込書を提出し理事會の議を経て會長の承認を受くるものとす
第三條 役 員

- | | |
|------|-----|
| 會 長 | 一名 |
| 理 事 | 若干名 |
| 常務理事 | 一名 |
| 監 事 | 二名 |
| 評議員 | 若干名 |

第六條 本會に左の役員を置く

常務委員 若干名

統制委員 若干名

第七條 會長は本會を代表し會務を總理す
會長は理事會之を推舉す

第八條 會長必要ありと認むるときは副會長を置くことを得
副會長は會長を輔佐し、會長事故あるときは其の職務を代
理す

副會長は理事會の推舉に依り會長之を委嘱す

第九條 理事は理事會 (會長會議) を構成し、本會の運営に
關する根本方針を審議す

理事は本會に加盟せる各統制會の會長及び各統制機關の代
表者を以て之に任ず

會長必要ありと認むるときは參與理事を置くことを得

參與理事は評議員中より會長之を委嘱す

參與理事は理事會に出席し本會の運営に關する根本方針の
審議に參與す

第十條 常務理事は會長之を委嘱す

第十一條 監事は常務委員中より會長之を委嘱す

監事は本會の財産の狀況を監査す

招聘に依り協議に參與し、又は意見を提出することを得

顧問及び參與は關係官廳官吏及び關係團體役員中より會長
之を委嘱す

第十七條 役員任期は左の通とす、但し重任を妨げず

會長 二年

理事 當該統制會又は統制團體に於て定款に依り
定められたる在任期間

統制委員 當該統制會又は統制團體に於て定款に依り
定められたる在任期間

評議員 三年

常務委員 一年

第四條 總 會

第十八條 通常總會は毎年一回會長之を招集す

會長必要ありと認むるときは臨時總會を招集することを得

第十九條 會長は毎年總會に當會の事業の狀況並に決算を報
告す

第五條 事務局

第二十條 本會の事務を處理する爲事務局を置く

事務局に事務局長を置く

附 條 (重要産業協議會)

第十二條 評議員は「評議員會」を構成し、理事會の諮問に
關し若くは建議し、以て本會の圓滑なる運営に協力す

評議員は加盟統制會及び統制機關の理事長、理事、監事、
評議員並に學識經驗者中より會長之を委嘱す

會長必要ありと認むるときは評議員中の若干名に常任評議
員を委嘱することを得

第十三條 會長は理事及び評議員の中より若干名を常務委員
に委嘱す

常務委員は常務委員會を構成し、本會の常務處理に當るも
のとす

第十四條 統制委員は統制委員會を構成し、本會加盟統制機
關の事務聯絡を圖り、産業統制に關する事項を協議す

統制委員は加盟各統制會の理事長並に統制機關の事務局責
任者に會長之を委嘱す

第十五條 會長必要ありと認むるときは特別事項に關し協議
立案を行ふ爲各種分科委員會を設置することを得

分科委員會の委員は會長之を委嘱す

第十六條 本會に顧問及び參與各若干名を置く

顧問及び參與は本會の運営に關する重要事項に關し會長の
事務局長は常務理事之に當る

事務局に關する規程は別に之を定む

第六條 會 計

第二十一條 構成員は會費として毎年所定の金額を提出する
ものとす

前項の金額は理事會に諮り會長之を定む

第二十二條 本會の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三
月三十一日に終る

第二十三條 本會の豫算及び決算は理事會の技認を受くるこ
とを要す

附 則

第二十四條 本會に會友を置く

會友には當會機關誌、資料等を送附し常時連繫を保つもの
とす

訪友に關する規程は別に之を定む

第二十五條 本定款に定むるものの外必要なる事項は會長之
を定む

第二十六條 本定款の変更を爲さんとする時は理事會に諮り
會長之を決定す

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

電氣機械統制會理事長
 產業機械統制會理事長
 金屬工業統制會理事長
 造船統制會理事長
 鐵道軌道統制會理事長
 輕金屬統制會理事長
 皮革統制會理事長
 油脂統制會理事長
 化學工業統制會理事長
 織維統制會理事長
 航空工業會幹事長
 船舶運管會理事長
 日本海運協會理事長
 大日本電氣會專務理事
 石油配給統制株式會社社長
 帝國瓦斯協會常任理事
 日本倉庫業會常務理事代行
 產業設備管理團團長

小 林 康 治
 氏 家 長 明
 久 島 重 治
 桑 原 浩
 吉 田 三 郎
 小 畑 嚴 三
 中 川 以 良
 周 東 英 雄
 岸 本 肇
 川 瀨 一 實
 本 位 田 祥 男
 武 田 次 郎
 納 賀 雅 友
 波 多 野 保 二
 近 藤 儀 一
 堀 江 平 重 郎
 石 井 信 保
 上 田 信 保
 金子 喜代太

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
常務委員

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
常任評議員

附
（重要産業統制會）

交 易 管 理 事
 日本海運業會常務理事
 日本鋼管株式會社取締役社長
 化學工業統制會會長
 石炭統制會理事長
 輕金屬統制會會長
 住友金屬工業株式會社取締役社長
 造船統制會理事長
 航空工業會副總裁
 北海道炭礦汽船株式會社取締役會長
 鐵道統制會會長
 船舶運管會總裁
 日本郵船株式會社取締役社長
 昭和石油株式會社取締役社長
 精密機械統制會會長
 東京芝浦電氣株式會社取締役會長
 鐵鋼統制會理事長
 東京芝浦電氣株式會社取締役會長

加 藤 德 三
 白 井 俊 三
 淺 野 良 三
 池 尾 芳 藏
 石 川 一 郎
 植 村 甲 午 郎
 大 屋 敦 弘
 春 日 治
 桑 原 重 治
 鄉 古 潔
 島 田 勝 之 助
 關 田 桂 三
 田 島 正 雄
 寺 井 久 信
 長 崎 英 造
 原 清 明
 山 口 喜 三 郎
 渡 邊 義 介
 山 口 喜 三 郎
 山口 喜三郎

株式會社神戶製鋼所常務取締役
日本鋼管株式會社取締役社長
石炭統制會理事長
株式會社新潟鐵工所 取締役社長
日本輕金屬株式會社取締役
秩父セメント株式會社 取締役社長
日本ペイント株式會社 取締役社長
日本曹達株式會社取締役社長
住友通信工業株式會社取締役社長
住友金屬工業株式會社取締役社長
鐵維統制會顧問
日本樂器製造株式會社 取締役社長
三井鐵山株式會社取締役會長
日本製鐵株式會社副社長
小島經濟研究所所長
三菱礦業株式會社取締役社長
北海道炭礦汽船株式會社 取締役會長
大同製鋼株式會社取締役社長
帝國鐵業開發株式會社社長

菅下島小川川辛春堀大小大岡大植淺淺
出田村島島上島島日井和田畑畑畑
禮義之助 勝之助 千太郎 新三郎 嘉市 弘剛 源之助 幸助 榮一 愛七 甲午郎 良三 長平

株式會社日本製鋼所取締役社長
日本團體生命保險株式會社取締役社長
三井化學工業株式會社 專務取締役
日本經濟聯盟會常務理事
高橋經濟研究所所長
日本染料製造株式會社社長
三菱商事株式會社 取締役會長
鐘ヶ淵工業株式會社取締役社長
日本郵船株式會社取締役社長
函館船渠株式會社取締役社長
昭和石油株式會社取締役社長
株式會社中島飛行機製作所取締役社長
日本實業組合聯合會會長
日室硫黃礦業株式會社副社長
日本發達電機株式會社理事
日室化學工業株式會社 專務取締役
富士瓦斯紡績株式會社 取締役社長
住友鐵業株式會社取締役社長

三堀堀藤永中中長富寺鶴津田竹高高莊蘭杉
村文朋波野中島崎永井見田中內橋島原桂政
一起 朋 波 野 金喜 英能久左 信完可龜誠和之
一平近收護郎一造雄信雄吾三吉吉一作助 人

同 同 同
事務局

貴族院議員
三菱重工業株式會社取締役社長
辰島汽船株式會社取締役社長

事務局長	帆足計
企業部長	仲矢虎夫 (企業部長兼任)
資材部長	郷司浩平
調査部長	内山德治
編輯部長	中山三郎
勞務部長	中村仁八郎
總務課長	花村仁八郎

統制會關係改訂

鐵鋼統制會

湯川正夫(理事任命)、山縣愷介(理事辭任)、事務局機構一部變更(三月一日)

石炭統制會

新居幸一(理事辭任)

鑛山統制會

津田秀榮(理事長辭任)、牧植雄(理事長任命)、山田久次郎、藤井三郎(理事辭任)、宮崎隆藏、野村賢造、土屋裕、藤岡真五郎(理事任命)、事務局機構一部變更(十二月十八日)
所在地變更(東京都京橋區本町町、電話八九三四一八)

精密機械統制會

佐藤笠太郎(理事長辭任)

定款一部變更(十二月五日)

事務局機構一部變更(三月十九日)

統制會關係改訂

統制會關係改訂

電氣機械統制會

佐島仁左(理事辭任)

產業機械統制會

理事・渡邊榮(死亡)

金屬工業統制會

定款、統制規程一部變更(二月二十五日)

造船統制會

定款一部改正(十二月一日)、所在地變更(東京都龜町區丸ノ内一ノ二・電話は同じ)

鐵道軌道統制會

理事・山本豐次(死亡)、五島慶太(理事辭任)

油脂統制會

事務局機構變更(三月十日)

纖維統制會

事務局機構變更(三月三日)

電氣機械統制會

事務局機構變更(三月三十日)

一〇九二

日本出版會承認
5 220060 號

(119532・帝國出版株式會社)

統制會必携



昭和十九年四月二十五日 初版印刷
 昭和十九年四月三十日 初版發行 (三、〇〇〇部)
 昭和十九年九月三十日 再版印刷
 昭和十九年十月五日 再版發行 (三、〇〇〇部)

定價 八圓五拾錢
 現行 五拾五錢
 合計 九圓五錢

編者

重要產業協議會

發行者

東京都京區區銀座六ノ四(尾張町ビル) 山崎敬三

印刷者

東京都神田區神保町三ノ二三 佐藤三三


配給元

東京都神田區淡路町二ノ九 日本出版配給株式會社

發行所

東京都京區區銀座六ノ四(尾張町ビル)
 帝國出版株式會社創立事務所
 設立代表者 山崎敬三

會員番號一〇〇八四號
 電話銀座六九六〇番



31.10.23

